

第 4 次新潟市障がい者計画

令和 3 年 3 月

新潟市

※元号について

本計画中、元号については、わかりやすさと読みやすさを考慮し、「平成」・「令和」を使用しています。元号の変更があった場合は、変更後の元号及び年度に読み替えることとします。

※「障がい」のひらがな表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージから、障がいのある人へ配慮し、原則としてひらがなで表記することとしています。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

目 次

第1部 総論

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	基本理念及び基本目標	2
4	計画の期間	3
5	障がいのある人とは	3
6	計画の構成	4
7	新潟市における障がい福祉の現状	6
8	新潟市における障がいのある人のニーズ	15

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1)	相談支援体制の充実	21
(2)	在宅サービスの充実	23
(3)	経済的な支援	24
(4)	サービス基盤の充実	25
(5)	地域生活を支える人づくり	26
(6)	スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援	27
(7)	情報提供・意思疎通支援の充実	28
(8)	災害時支援体制の整備	29

2 保健・医療・福祉の充実

(1)	障がいの予防と早期の気づき・早期の支援	30
(2)	医療・リハビリテーションの支援	31
(3)	精神保健と医療施策の推進	32
(4)	難病に関する保健・医療施策の推進	33

3 療育・教育の充実

(1)	就学前療育の充実	34
(2)	学校教育の充実	35
(3)	放課後等活動の充実	37

4 雇用促進と就労支援

(1)	雇用促進と一般就労の支援	37
(2)	福祉施設等への就労の支援	38

5	生活環境の整備	
(1)	住宅環境の整備	39
(2)	安心・安全なまちづくりの推進	40
(3)	緊急時支援体制の整備	40
(4)	犯罪・消費者トラブルの防止	41

6	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進	
(1)	障がいを理由とした差別の解消の推進	42
(2)	権利擁護の推進	42
(3)	障がいと障がいのある人に対する理解の普及	43
(4)	福祉教育の推進	44
(5)	ボランティア活動の支援・推進	45

7	行政等における配慮の充実	
(1)	選挙等における配慮等	45
(2)	行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	46

第3部 計画の推進に向けて

1	庁内の協力体制	47
2	当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力	47
3	計画の推進	47
	(参考資料) 主な事業の概要	48

資料編

1	計画策定関係資料	
(1)	計画策定経過	69
(2)	新潟市障がい者施策審議会条例	71
(3)	新潟市障がい者施策審議会委員名簿	72
2	用語集	73
3	障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果	81
4	障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果	93
5	障害者基本法	105

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に、「障がいの有無にかかわらず、社会の対等な構成員として、あらゆる活動に参加・参画し、安心して暮らすことのできる地域社会」を基本理念に掲げた「新潟市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策に取り組んできました。

平成19年3月の「新潟市障がい者計画」策定以降、障がい福祉に関する新たな法律の制定や改定、障がいの重度化・重複化、障がいのある人本人やその家族の高齢化等、障がいのある人を取り巻く社会情勢は大きく変化し、このような社会環境の変化に対応するため平成24年3月に「第2次新潟市障がい者計画」、平成27年3月に「第3次新潟市障がい者計画」を策定し、障がい者計画の一層の充実を図ってきました。

国においては、平成26年1月に、障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者権利条約を批准し、平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進など共生社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（平成25年6月制定）」を施行しました。

本市においても、こうした国の動きに合わせ、障がいのある人もない人も、誰もが生き生きと安心して暮らせる共生社会を実現することを目的とした「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（共生のまちづくり条例）」を平成28年4月から施行し、市や事業者に対して、障がい等を理由とした差別を法的義務で禁止するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解促進に関する事業に取り組んでいます。

こうした障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指し、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理、広報など幅広い分野を対象とした新たな障がい者施策の総合的な計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づく、「市町村障害者計画」であり、今後の本市の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

3 基本理念及び基本目標

【基本理念】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

障がいのある人を取り巻く環境は昨今大きく変化し続けています。目まぐるしい社会環境の変化や国・地方の財政状況が安定しない中で、第4次計画に定める各施策を効果的かつ継続的に滞りなく実施していくためには、障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まることが大切です。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会をつくるためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を排除し、障がいのある人の自主性が十分に尊重され、自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できる地域社会を実現していく必要があります。

第4次計画においては、「地域生活の支援体制の充実」、「自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実」、「地域社会の障がいに関する理解の促進」を基本目標に掲げ、保健、医療、雇用、教育などの総合的な連携の下、自立した地域生活を支援する施策を推進し、全ての市民が安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

【基本目標】

地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制の充実などを図り、地域全体で障がいのある人とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行います。

障がいのある人の健康の保持及び増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに、適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

地域社会の障がいに関する理解の促進

共生社会の実現を目的とした「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及を進め、障がいのある人の生きづらさや差別の解消を図ります。

人が生まれながらにして持っている人権が、本人の障がいと社会制度や慣習・偏見などによって失われた状態に陥ることなく、本来あるべき姿に回復されるとともに、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、共に支え合う社会づくりを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備に努めます。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間（第4次計画）とします。ただし、法律の改正等があった場合には、計画期間中に計画を見直すことがあります。

5 障がいのある人とは

この計画の「障がいのある人」とは、障害者基本法等に基づき、「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病による障がい、その他の心身の機能の障がいがあるため、それらの障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限、制約を受ける状態にある人」とします。したがって、各種の障がい者手帳を持つ人だけでなく、合理的な配慮を必要とする人を、広く「障がいのある人」と捉えます。

また、「社会的障壁」とは、「障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

6 計画の構成

障がい者計画の構成は、次のとおりです。

総論	
【基本理念】 障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。	
基本目標	各論
地域生活の 支援体制の充実	1 地域生活の支援 (1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援 (7) 情報提供・意思疎通支援の充実 (8) 災害時支援体制の整備
	2 保健・医療・福祉の充実 (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療・リハビリテーションの支援 (3) 精神保健と医療施策の推進 (4) 難病に関する保健・医療施策の推進
自立の実現に向けた 支援と療育・教育の充実	3 療育・教育の充実 (1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実
	4 雇用促進と就労支援 (1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援

地域社会の障がいに関する理解の促進

5 生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 緊急時支援体制の整備
- (4) 犯罪・消費者トラブルの防止

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

- (1) 障がいを理由とした差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及
- (4) 福祉教育の推進
- (5) ボランティア活動の支援・推進

7 行政等における配慮の充実

- (1) 選挙等における配慮等
- (2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

計画の推進に向けて

- 1 庁内の協力体制
- 2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- 3 計画の推進

7 新潟市における障がい福祉の現状

1. 手帳所持者等

(1) 身体障害者手帳（令和2年3月31日現在）

【障がい別・等級別】

（単位：人）

障がい程度	総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい
1級	8,504	443			3,014	5,047
2級	4,619	843	508		3,241	27
3級	5,847	143	280	198	3,783	1,443
4級	6,389	94	973	181	3,765	1,376
5級	1,783	289	6		1,488	
6級	1,828	109	990		729	
合計	28,970	1,921	2,757	379	16,020	7,893
割合	100%	6.6%	9.5%	1.3%	55.3%	27.3%

内部障がいの内訳

（単位：人）

等級	合計	心臓機能	じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう・直腸機能	小腸機能	免疫機能	肝臓機能
1級	5,047	3,051	1,842	96	1	15	11	31
2級	27						17	10
3級	1,443	439	356	563	62	4	15	4
4級	1,376	345	24	21	945	29	7	5
合計	7,893	3,835	2,222	680	1,008	48	50	50

(2) 療育手帳（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

障がい程度		知的障がい者		所持者数
		18歳未満	18歳以上	
A	知能指数35以下及び 36～50と身体障害者手帳1～3級の重複者	373	1,849	2,222
B	上記以外の者	742	2,720	3,462
合計		1,115	4,569	5,684

(3) 精神障害者保健福祉手帳（令和2年3月31日現在）（単位：人）

障がい程度		所持者数
1級	精神障がいを認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。身のまわりのことはほとんどできない。	755
2級	精神障がいを認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。	5,713
3級	精神障がいを認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。	527
合計		6,995

(4) 手帳所持者の高齢者（65歳以上）の状況（令和2年3月31日現在）（単位：人）

手帳種別	手帳所持者数	うち高齢者	高齢者割合
身体障害者手帳	28,970	21,896	75.6%
療育手帳	5,684	488	8.6%
精神障害者保健福祉手帳	6,995	1,184	16.9%
合計	41,649	23,568	56.6%

(5) 各種手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）（単位：人）

年度	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計	前年比
H22	29,203	4,428	3,606	37,237	102.8%
H23	29,731	4,567	3,983	38,281	102.8%
H24	30,346	4,743	4,260	39,349	102.8%
H25	30,674	4,900	4,383	39,957	101.5%
H26	30,638	5,029	4,996	40,663	101.8%
H27	30,397	5,207	5,137	40,741	100.2%
H28	30,036	5,330	5,582	40,948	100.5%
H29	29,509	5,475	5,911	40,895	99.9%
H30	29,460	5,588	6,116	41,164	100.7%
R1	28,970	5,684	6,995	41,649	101.2%

(6) 発達障がいのある人

発達障がいのある人の実数については統計がありません。ただし、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者の中に、発達障がいのある人が含まれています。

(7) 難病患者

難病患者の実数については統計がありませんので、特定医療費（指定難病）受給者証交付数（特定医療費（指定難病）医療費助成を受けている人）を掲載しています。（難病については、平成25年度から障害者総合支援法により障がいの範囲に追加されました。）

（単位：各年度末交付数）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
交付数	5,579	5,965	6,202	6,406	6,673	6,890	6,994	6,274	6,299	6,285

※平成26年度までは特定疾患医療受給者証交付数

2. 障がい者医療費の推移

(1) 重度障がい者医療費助成

身体障害者手帳1～3級・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている重度障がい者の保健及び福祉の向上を図るため医療費の一部を助成します。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
決算額 (千円)	1,558,752 (対前年度比)	1,649,095 (105.8%)	1,654,004 (100.3%)	1,688,613 (102.1%)	1,713,529 (101.5%)	1,686,977 (98.5%)
受給者数 (人)	20,268	20,244	20,101	19,894	19,463	19,232

※平成26年9月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を助成対象者に追加

(2) 自立支援医療（更生医療）

身体障がい者の障がいの軽減や除去を目的とする医療費の自己負担を軽減します。（原則1割負担）

対象医療の例：人工関節置換術、ペースメーカー植込術、人工透析など

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
決算額 (千円)	741,820 (対前年度比)	752,225 (101.4%)	757,622 (100.7%)	774,672 (102.3%)	817,554 (105.5%)	818,434 (100.1%)
受給者数 (人)	2,303	2,364	2,323	2,248	2,287	2,215

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院に係る医療費の自己負担を軽減します。（原則1割負担）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
決算額 (千円)	935,583 (対前年度比)	984,171 (105.2%)	1,007,020 (102.3%)	1,065,164 (105.8%)	1,084,586 (101.8%)	1,133,510 (104.5%)
受給者数 (人)	9,771	10,890	11,624	11,575	12,406	12,986

3. サービス利用状況

(1) 支給決定者数の推移

(単位：各年度末支給決定者数)

サービス \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
障がい福祉サービス	4,896 (対前年度比)	5,145 (105.1%)	5,421 (105.4%)	5,692 (105.0%)	5,895 (103.6%)
地域生活支援事業	2,329 (対前年度比)	2,305 (99.0%)	2,331 (101.1%)	2,313 (99.2%)	2,298 (99.4%)
児童福祉サービス	793 (対前年度比)	1,074 (135.4%)	1,328 (123.6%)	1,550 (116.7%)	1,755 (113.2%)

(2) 平成30年度に比して支給決定者数が増加（5%以上）している主なサービス

(単位：各年度末支給決定者数)

サービス \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
重度訪問介護	31 (対前年度比)	28 (90.3%)	29 (103.6%)	32 (110.3%)	39 (121.9%)
就労定着支援	(H30年度新規サービス)			58 (対前年度比)	86 (148.3%)
就労移行支援	208 (対前年度比)	175 (84.1%)	214 (122.3%)	220 (102.8%)	258 (117.3%)
就労継続支援 A型	225 (対前年度比)	272 (120.9%)	287 (105.5%)	298 (103.8%)	319 (107.0%)
グループホーム	390 (対前年度比)	415 (106.4%)	469 (113.0%)	498 (106.2%)	554 (111.2%)
児童発達支援	225 (対前年度比)	353 (156.9%)	491 (139.1%)	550 (112.0%)	578 (105.1%)
放課後等 デイサービス	546 (対前年度比)	702 (128.6%)	825 (117.5%)	984 (119.3%)	1,162 (118.1%)

(3) 主な事業所数の推移

(単位：各年度末事業所数)

サービス \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
生活介護	39	40	42	46	47
児童発達支援	12	21	22	25	29
放課後等デイサービス	29	39	42	54	63
共同生活援助（グループホーム）	64	71	82	86	99
就労移行支援	21	21	24	25	26
就労継続支援 A型	11	14	14	17	19
就労継続支援 B型	53	56	64	71	79
就労定着支援	(H30年度新規サービス)			9	11
地域活動支援センターⅢ型	36	33	31	31	29

※共同生活援助（グループホーム）は住居数

4. 相談等の場所

(1) 新潟市障がい者基幹相談支援センター

平成27年4月から市内4カ所に設置し、障がいのある人及びその家族に対して、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援等の相談支援など総合的な相談支援を行うほか、地域の相談支援専門員の人材育成や、病院・施設等からの地域移行に係る支援、権利擁護・虐待防止などを行い、障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう支援しています。

(単位：人)

窓口	設置場所	相談員	障がい児支援 コーディネーター	合計
基幹相談支援センター東	東区役所1階	3	1	4
基幹相談支援センター中央	新潟市総合福祉会館1階	3	1	4
基幹相談支援センター秋葉	秋葉区役所2階	4	1	5
基幹相談支援センター西	西区役所3階	4	1	5

※障がい児支援コーディネーターは、相談員を兼務

(2) 新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）

発達障がいのある人とその家族が豊かな地域生活を送ることができるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、専門の相談員が、乳幼児から成人までの発達障がいのある人とその家族、関係機関からの様々な相談に応じています。

(単位：人)

事業開始	委託先	相談員 (常勤)	医師 (非常勤)	事業内容
平成22年4月	社会福祉法人 更生慈仁会	6	2	相談支援、発達支援、 就労支援、普及啓発

5. 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化や高齢化、そして、依然として親亡き後を心配する声があることも踏まえ、障がいのある人の地域生活支援を更に推進する観点から、障がい者児の安心した地域生活への移行や、障がい者児とその家族が安定して地域での生活を継続して送ることができるよう、既存の社会資源等を組み合わせて活用することにより多面的な支援体制を確保、構築することを目指し、①緊急時の相談を行う機能、②緊急時の受入れ・対応を行う機能、③体験の機会・場を提供する機能、④専門的な対応の体制・人材の育成を行う機能、⑤地域の体制づくり等を行う機能、の5つの機能の整備を図っています。なお、本市では現在、①・②・③・⑤の機能を整備しています。（令和2年度末時点）

機能	実施する拠点等	拠点等の数	主な内容
①緊急時の相談	夜間休日相談支援事業らいとはうす	1	24時間365日の相談支援
	基幹相談支援センター	4	
②緊急時の受入れ・対応	夜間休日相談支援事業らいとはうす	1	緊急時の訪問支援
	短期入所事業所	6	緊急時の受入支援
③体験の機会・場の提供	基幹相談支援センター	4	グループホームの空室の活用
⑤地域の体制づくり	基幹相談支援センター	4	地域連携体制の構築
	障がい者地域自立支援協議会	-	

※②緊急時の受入れ・対応は、事前登録制

6. 障がい者就労

(1) 民間企業の状況

【民間企業における障がい者雇用率】

(各年の6月1日現在)

各年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	1.68%	1.65%	1.69%	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%	2.05%	2.11%
新潟県	1.57%	1.54%	1.59%	1.65%	1.75%	1.85%	1.93%	1.96%	2.06%	2.12%
順位	46位	43位	41位	46位	42位	34位	30位	37位	33位	34位
法定雇用率	1.8%			2.0%				2.2%		
新潟市	1.47%	1.44%	1.46%	1.54%	1.62%	1.72%	1.83%	1.83%	1.90%	1.97%

※（参考）新潟市は、ハローワーク新潟管内の数値

【民間企業の雇用率達成企業割合】

(各年の6月1日現在)

各年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	45.3%	46.8%	42.7%	44.7%	47.2%	48.8%	50.0%	45.9%	48.0%
新潟県	46.1%	47.6%	44.7%	49.8%	54.4%	57.8%	60.0%	55.4%	57.8%
新潟市	37.4%	39.3%	35.3%	38.3%	43.8%	48.7%	50.8%	43.4%	46.0%

※(参考)新潟市は、ハローワーク新潟管内の数値

【民間企業の規模別雇用率】

(各年の6月1日現在)

規模	45.5~100人未満		100~300人未満		300~500人未満		500~1,000人未満		1,000人以上	
各年	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1
全国平均	1.68%	1.71%	1.91%	1.97%	1.90%	1.98%	2.05%	2.11%	2.25%	2.31%
新潟県	1.62%	1.75%	2.08%	2.12%	2.15%	2.24%	2.27%	2.27%	2.24%	2.32%
新潟市	1.68%	1.39%	1.91%	1.82%	1.90%	2.28%	2.05%	2.21%	2.25%	2.26%

※(参考)新潟市は、ハローワーク新潟管内の数値

(2) 新潟市役所の状況

【市長部局・教育委員会】

(各年の6月1日現在)

各年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
市長部局 (水道局・市民病院含む)	2.17%	2.10%	2.30%	2.32%	2.39%	2.37%	2.34%	2.32%	2.07%
(法定雇用率)	2.1%		2.3%				2.5%		
教育委員会	1.64%	1.88%	2.39%	2.37%	2.52%	2.79%	2.34%	2.48%	2.29%
(法定雇用率)	2.0%		2.2%				2.4%		

(3) 就労者数及び工賃

【福祉施設（就労移行・就労継続）からの一般就労者数】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般就労者数	111	109	128	100	135	129

【新潟市障がい者就業支援センターこあサポート登録者の一般就労者数】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般就労者数	125	149	124	150	147	154

※就労継続支援A型への移行者を除く

<新潟市障がい者就業支援センターこあサポート>

就職を希望する障がいのある人の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための就労定着、あるいは在職中の障がいのある人が抱える課題に応じて、雇用・福祉・医療・教育等の関係機関と連携し、就業支援担当者が協力して就業面の支援を行っています。

(単位：人)

事業開始	委託先	設置場所	支援員	事業内容
平成 25 年 10 月	社会福祉法人 愛宕福祉会	新潟市総合福祉会館 1 階	6	就業支援、ネットワークの構築、企業開拓

【障がい者施設利用者の1人あたりの月額平均工賃額】 (単位：円)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
就労移行支援	14,167	13,371	16,766	13,533	14,152	12,577	12,128
就労継続支援A型	55,259	66,025	64,069	67,011	67,995	70,930	74,917
就労継続支援B型	13,335	14,355	14,271	14,389	14,138	14,423	14,865

8 新潟市における障がいのある人のニーズ

障害者基本法に基づく「新潟市障がい者計画」及び障害者総合支援法に基づく「新潟市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「新潟市障がい児福祉計画」を策定するにあたり、市域における障がいのある人や障がいのある子どもの実態やニーズを把握するために 2 つのアンケート調査を実施しました。

(1) 障がいのある人全般を対象としたアンケート

① 調査の概要

- ・ 対象者：障害者手帳所持者等（49,673 人）
- ・ 抽出者：対象者を母数として 1 割を無作為抽出（4,966 人）
- ・ 期 間：令和 2 年 8 月 7 日～8 月 28 日
- ・ 方 法：郵送
- ・ 回収率：47.2%（H29 調査：54.2% H26 調査：54.4% H23 調査：62.0%）
- ・ 内訳：

区分	対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
身体	29,130	2,913	1,466	50.3%	身体障害者手帳所持者から抽出
知的	5,707	570	271	47.5%	療育手帳所持者から抽出
精神	7,454	745	308	41.3%	精神障害者保健福祉手帳所持者から抽出
発達	1,271	127	10	7.9%	J01N 利用者から抽出（※）
難病	6,111	611	288	47.1%	特定医療費受給者から抽出
合計	49,673	4,966	2,343	47.2%	

※J01N（新潟市発達障がい支援センター）の令和元年度利用者から 1 割を抽出

② 主なアンケート集計結果

【問4 施策に対する改善・拡充について】※複数回答

項目名	全体	区分別					年齢別	
		身体	療育	精神	発達	難病	65歳未満	65歳以上
相談支援体制	16.8%	12.5%	21.4%	31.8%	60.0%	16.7%	23.2%	12.2%
居住サービス	8.9%	6.8%	16.6%	12.3%	0.0%	9.0%	12.5%	6.2%
外出サービス	9.6%	8.9%	16.6%	9.4%	0.0%	6.6%	10.0%	8.8%
通所サービス	7.2%	6.1%	14.8%	5.2%	10.0%	7.6%	8.3%	6.5%
入所サービス	7.4%	5.6%	19.6%	4.9%	10.0%	8.0%	9.0%	6.5%
経済的負担の軽減	29.3%	25.5%	30.6%	42.5%	50.0%	32.6%	38.7%	23.1%
雇用促進・就労支援	10.7%	5.0%	17.3%	34.1%	50.0%	6.6%	24.3%	1.8%
意思疎通支援	3.6%	2.3%	8.5%	4.9%	0.0%	4.2%	5.1%	2.6%
スポーツ・文化・余暇活動	7.4%	5.4%	19.6%	7.8%	0.0%	6.3%	11.3%	5.1%
障がい予防・早期発見・早期対応	7.4%	6.1%	9.2%	14.6%	30.0%	3.8%	11.0%	5.0%
就学前療育	1.6%	0.7%	6.3%	1.9%	0.0%	1.4%	3.1%	0.6%
学校教育	3.9%	1.3%	12.5%	8.8%	10.0%	3.8%	8.7%	0.8%
放課後活動	1.5%	0.4%	8.5%	1.6%	0.0%	0.7%	3.5%	0.3%
道路・交通・建物のバリアフリー	13.7%	15.8%	9.6%	6.8%	0.0%	14.6%	14.7%	12.9%
防災対策	8.1%	9.1%	8.9%	5.5%	20.0%	4.9%	9.4%	7.3%
ボランティア活動	2.9%	2.5%	4.1%	4.2%	0.0%	2.8%	3.8%	2.4%
介助者へのサポート	9.7%	9.5%	13.3%	6.8%	20.0%	9.7%	8.8%	10.2%
障がい者の権利擁護	10.8%	8.8%	17.7%	19.8%	10.0%	4.5%	15.8%	7.2%
その他	11.8%	13.2%	7.4%	9.1%	0.0%	12.2%	7.5%	14.4%

人数 2,343人 1,466人 271人 308人 10人 288人 918人 1,347人

※人数は実人数。年齢別は、不明・無回答（78人）を除く。

1位  2位  3位 

【問 17 地域で安心して生活していくために必要なことについて】

項目名	全体	区分別					年齢別	
		身体	療育	精神	発達	難病	65歳未満	65歳以上
ホームヘルパー	5.2%	5.5%	1.5%	4.5%	0.0%	7.6%	3.4%	6.2%
ガイドヘルパー	4.3%	4.6%	3.7%	3.2%	0.0%	4.5%	3.1%	4.9%
グループホーム	2.9%	1.5%	11.4%	3.9%	0.0%	0.7%	4.9%	1.6%
通所事業所	1.7%	0.9%	4.8%	3.6%	10.0%	0.7%	2.6%	1.2%
気軽に通える場所	8.8%	8.9%	11.1%	8.1%	10.0%	6.9%	9.3%	8.6%
短期入所	4.2%	4.9%	4.1%	0.3%	0.0%	4.9%	2.3%	5.6%
困った時に相談できる場所	21.8%	22.2%	18.1%	24.7%	40.0%	19.4%	23.3%	21.2%
働く場所	6.4%	3.4%	8.1%	18.2%	30.0%	6.9%	14.4%	1.3%
その他	7.2%	7.6%	5.2%	6.2%	10.0%	8.0%	6.4%	7.5%

人数 2,343人 1,466人 271人 308人 10人 288人 918人 1,347人

※人数は実人数。年齢別は、不明・無回答（78人）を除く。

1位  2位  3位 

③ 主なアンケート集計結果に関する分析

令和3年度からの新潟市における障がい福祉施策への取組を進める上で中心的な設問である「施策の改善・拡充」と「地域生活」の2つの設問の結果を分析すると、共通して「相談支援」に関するニーズが高いことが分かります。

「施策の改善・拡充」について、全体の集計結果では、回答の多い順に、「経済的負担の軽減」(29.3%)、「相談支援体制」(16.8%)、「道路・交通・建物のバリアフリー」(13.7%)となっており、平成29年度の前回調査と比べると、「相談支援体制」と「道路・交通・建物のバリアフリー」の順位が逆転する結果となりました。

また、「地域生活」について、全体の集計結果では、回答の多い順に、「困った時に相談できる場所」(21.8%)、「気軽に通える場所」(8.8%)、「その他」(7.2%)となっており、区分別・年齢別でも、全てのカテゴリで「困った時に相談できる場所」が最多の回答となっています。

「相談支援」に関するニーズが求められる背景には、障がいのある人やその家族等が抱える課題が多様化・複雑化していることが理由の一つとして考えられます。このような課題に対して個別のニーズに応じた相談支援が行えるよう、障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

(2) 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケート

① 調査の概要

- ・ 対象者：特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童・生徒（2,782人）
新潟市立児童発達支援センターころんの利用者（740人）
新潟県はまぐみ小児療育センターの利用者（20人）
- ・ 抽出者：対象者を母数として概ね1割を学校等の単位で抽出（576人）
- ・ 期 間：令和2年7月14日～9月18日
- ・ 方 法：学校等で配布・回収
- ・ 回収率：75.2%（H29調査：66.9%）
- ・ 内 訳：

区分		対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
特別支援学級	小学校	1,494	305	239	78.4%	
	中学校	567	104	74	71.2%	
通級指導教室	小学校	438	50	34	68.0%	
	中学校	46	5	4	80.0%	
特別支援学校	小学校	147	16	16	100.0%	
	中学校	90	11	10	90.9%	
新潟市立児童発達支援センター		740	85	56	65.9%	両施設分をまとめて集計
新潟県はまぐみ小児療育センター		20				
合計		3,542	576	433	75.2%	

※以下、特別支援学級・通級指導教室・特別支援学校は全て合わせて「学校」、新潟市立児童発達支援センターは「ころん」、新潟県はまぐみ小児療育センターは「はまぐみ」という。

② 主なアンケート集計結果

【問3 地域で生活するうえで必要な支援について】

※自由意見を内容に応じて項目別に分類（複数回答）

項目名	学校	こころん・はまぐみ
	特別支援学級 通級指導教室 特別支援学校	新潟市立児童発達支援センター 新潟県はまぐみ小児療育センター
周囲の理解	35.3%	23.1%
自立指導	9.0%	
サポート	42.8%	17.9%
通学支援	11.9%	
環境整備	7.5%	7.7%
療育施設	10.9%	30.8%
相談体制	14.9%	12.8%
学校以外で集える場所	9.0%	
送迎支援		5.1%
経済支援		5.1%
自立支援		2.6%
必要ない	10.4%	5.1%
	人数 201人	39人

※人数は、有効回答数。

1位 2位 3位

【問7 暮らしやすいまちづくりに必要なものについて】

※自由意見を内容に応じて項目別に分類（複数回答）

項目名	学校	こころん・はまぐみ
	特別支援学級 通級指導教室 特別支援学校	新潟市立児童発達支援センター 新潟県はまぐみ小児療育センター
周囲の理解	32.6%	22.9%
相談体制	14.5%	11.4%
制度	8.7%	8.6%
学校	21.7%	
福祉施設	10.1%	5.7%
余暇活動	6.5%	
情報提供	8.0%	17.1%
行政への要望		22.9%
	人数 138人	35人

※人数は、有効回答数。



③ 主なアンケート集計結果に関する分析

令和3年度からの新潟市における障がい児福祉施策への取組を進める上で中心的な設問である「必要な支援」と「暮らしやすいまちづくり」の2つの設問の結果を分析すると、共通して「周囲の理解」に関するニーズが高いことが分かります。

「必要な支援」において「周囲の理解」を回答した割合は、「学校」が35.3%、「こころん・はまぐみ」が23.1%となっており、「学校」・「こころん・はまぐみ」ともに、2番目に多い回答となっています。

また、「暮らしやすいまちづくり」において「周囲の理解」を回答した割合は、「学校」が32.6%、「こころん・はまぐみ」が22.9%となっており、「学校」・「こころん・はまぐみ」ともに、最も多い回答となっています。

「周囲の理解」に関するニーズが求められる背景には、未だ社会全体に障がいに関する偏見や誤解、無理解等が存在することが理由の一つとして考えられます。障がいのある人が差別を受けたり不快な思いをしないよう相互理解を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し助け合う共生社会に向けた取組を推進する必要があります。

第2部 各論

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

○現状と課題

本市では、これまで全区に相談支援事業者を設置し福祉サービスの利用等に係る基本的な相談支援やサービスの利用援助を行うとともに、市内4カ所に障がい者基幹相談支援センターを設置し総合的・専門的な相談支援の提供や関係機関との連携による相談支援、専門機関の紹介、地域の相談支援事業者への助言や人材育成、地域移行・地域定着に関すること、権利擁護、虐待防止、差別解消などの取組を実施しました。また、一般的な相談については区役所の窓口等で受け止めるとともに、各区に身体・知的障がい者相談員を設置し、障がいのある人が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。

障がい福祉サービス事業者、医療、教育、雇用、介護などといった関連する分野の関係者や当事者団体で構成する障がい者地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・相談支援連絡会などを設置・運営し、地域の関係機関によるネットワーク構築を図ってきました。

一方で、障がいのある人とその家族が抱える課題は多様化しているため、各機関や関係者には専門的な知識や支援技術が求められているとともに、連携や情報共有も重要になってきます。

障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、各機関の連携による障がい福祉サービスの提供体制の充実とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

○施策の方向性

障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進め、必要な情報が必要な人に届くようにします。

今後も引き続き、地域の相談支援事業者や区役所等による相談支援を実施するとともに、基幹相談支援センターにおいては、障がい種別や年齢等を問わず、あらゆる相談を受け止め、総合的な支援を行い、地域の相談支援事業者や専門相談機関等との連携による継続的な相談支援を実施することで、誰もが安心して相談できる体制の整備に努めます。

また、各区役所や関連部署との連携を深めるとともに、各種研修を実施し、職員や相談員の能力向上に努めていきます。併せて、各区に配置している身体・知的障がい者相談員の積極的な活用や、適切な医療の提供につながるよう関係機関との連携に努めます。

その中で、家族の状況など障がいのある人を取り巻く環境の変化に伴う不安を解消し、障がいのある人が地域で安心して自立した生活ができるよう、在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報や支援を受けられるようにします。

さらに、障がいの特性等に起因して生じた緊急時の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制を確保し、必要に応じて訪問支援及び受入支援を実施します。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、強度行動障がい、医療的ケア児者、矯正施設退所者などへの対応については、それぞれの障がい等に関する専門機関との連携や支援体制の充実に努めます。

発達障がいについては、乳幼児期から学校、卒業後の就労へと切れ目のない支援が必要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育・雇用等各分野が相互に連携し、一人ひとりの障がい種別に応じた早期からの支援体制が重要となることから、関係機関との連携を図るとともに、新潟市立児童発達支援センター「こころん」・新潟市発達障がい支援センター「JOIN」において、発達障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の強化を図ります。

ひきこもりへの支援については、ひきこもり相談支援センターが関係機関と連携しながら、ひきこもりで悩む本人とその家族に対する支援を実施します。また、同センターが区社会福祉協議会等と協力・連携し出張相談を行うほか、居場所の運営についても技術援助を行うなど地域の特性に合わせた支援に取り組みます。

災害時に必要となる被災者の相談支援体制については、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、その充実に努めます。

これらの相談支援体制を効果的に実施するため、障がい者地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

○主な事業

- 基幹相談支援センター事業
- 障がい者相談員設置事業
- 精神保健福祉相談事業
- こころの健康推進事業
- 地域活動支援センターへの支援
- 障がい者地域自立支援協議会の運営
- 身体障がい者更生相談所の運営
- 知的障がい者更生相談所の運営

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営
- 発達障がい支援センター事業
- ひきこもり地域支援センター運営事業
- 児童発達支援センター「こころん」の運営
- 療育事業（療育教室）
- 専門医による発達相談
- 難病患者への訪問指導
- 新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- 児童相談所相談・支援事業

(2) 在宅サービスの充実

○現状と課題

ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がいのある人の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスです。これらの在宅サービスは今後一層需要が見込まれており、障がいのある人のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

ホームヘルプサービスについては、利用者の重度化、高齢化などに対応するために必要なサービス量を確保していく必要があります。また、ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、利用定員が限られているため、緊急的なニーズに応えられる空室の不足や医療行為を要する重度者の受入れ先の不足が課題となっています。

○施策の方向性

必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。利用者により質の高いサービスを安定的、継続的に提供するために、今後もサービス供給基盤の整備・充実・質の向上に引き続き取り組んでいきます。

○主な事業

- 居宅介護等（ホームヘルプサービス）
- 短期入所（ショートステイ）
- 共同生活援助（グループホーム）
- 生活介護
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業
- 訪問入浴サービス事業
- 日常生活用具給付事業

- 補装具費支給事業
- 障がい者紙おむつ支給事業
- 在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- 難病患者等居宅生活支援事業
- 難病患者等夜間看護サービス事業
- 身体障がい者福祉電話設置事業
- 身体障がい者あんしん連絡システム事業

(3) 経済的な支援

○現状と課題

障がいのある人に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。さらに、福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成を行うことにより、重度の障がいのある人の外出への負担軽減を図っています。

今後は、障がい年金制度など市が行う制度以外のものも含め、各種制度を漏れなく、活用していただく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の生活基盤の安定を図るため、区役所窓口や基幹相談支援センターにおいて年金や各種手当、また生活保護制度等に関する情報を提供するなど、制度周知に努め、適切な支給を行います。

移動が困難な重度の障がいのある人の外出を支援する各種助成制度の周知を徹底するとともに、制度の利便性向上に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用者負担については、当面の間、市独自の負担軽減策を実施し、障がいのある人の経済的な負担の軽減を図ります。

○主な事業

- 特別障害者手当の支給
- 特別児童扶養手当の支給
- 障害児福祉手当の支給
- 重度心身障がい者福祉手当の支給
- 心身障害者扶養共済制度事業
- 福祉タクシー利用助成事業
- 自動車燃料費助成事業
- 自動車改造費助成事業
- 自動車運転免許取得費助成事業
- 訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業

- 更生訓練費給付事業
- 重度障がい者医療費助成事業
- 自立支援医療（更生医療）の給付
- 自立支援医療（育成医療）の給付
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付
- 精神障がい者入院医療費助成事業
- 障がい福祉サービス利用者負担額軽減事業
- 人工透析患者通院費助成事業

(4) サービス基盤の充実

○現状と課題

現在、入所施設には、様々な障がい程度の方が入所しており、地域での生活が可能なお人については、入所施設から地域生活への移行が求められています。一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

また、生活介護などの日中活動系事業者やグループホームの数に地域によって偏りがあることや、重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できるグループホームや日中活動系事業所、ショートステイ事業所が不足していることも課題です。

さらに、精神障がい者が安心して地域生活を送るためには、受け皿となる住居や活動の場などの物質的資源の充実だけでなく、公助・共助による人的支援の充実や、差別や偏見のない地域づくりが課題となることから、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が求められます。

○施策の方向性

障がいのある人が地域で自立して生活していくため、生活介護などの日中活動系事業所、住まいの場としてのグループホームなど、サービス基盤の整備・充実・質の向上に努めます。また、グループホーム体験の機会や場の提供など、入院・入所施設から地域生活への移行を促進する支援策を検討します。

重症心身障がい者や強度行動障がい者、医療的ケア児者等が利用できる事業所の整備を推進するとともに、施設入所待機者の解消に向けた検討を引き続き行います。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、地域課題を共有し、包括的な支援について検討します。また、行政機関、精神科医療機関、関係事業者によるネットワークを強化するとともに、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げ

を図ります。

○主な事業

- 障がい者施設・事業所の整備
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業
- 精神障がい者地域生活支援施設補助金事業
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）
- 居宅介護等（ホームヘルプサービス）（再掲）
- 短期入所（ショートステイ）（再掲）
- 共同生活援助（グループホーム）（再掲）
- 生活介護（再掲）

(5) 地域生活を支える人づくり

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。

精神障がいにおいては、新たな当事者団体が立ち上げられ、居場所の開催や相談など、当事者による当事者支援（ピアサポート）が活発に行われています。当事者が支援者として活躍できる場が必要です。

また、関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

○施策の方向性

身体障がい者や知的障がい者の保護者に障がい者相談員業務を委託し、地域において身体や知的に障がいのある人やその保護者等への相談支援を行います。身近な地域で相談に応じることで在宅生活を支えるとともに、関係機関と連携し障がいのある人のニーズに応じた対応を行い、障がい福祉の増進を図ります。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、当事者、家族、医療・保健・福祉の関係者による協議の場「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」において、顔が見える関係性を構築しながら地域づくりに向けた課題を協議し、互いが学び合うことで、より良い共助の仕組みづくりを図ります。また、研修会や普及啓発など当事者団体等との共同事業を開催・実施します

併せて、市民や関係機関の職員に対し講座や教育研修を行い、精神疾患や精神障がいへの理解を促進します。

○主な事業

- 障がい者相談員設置事業（再掲）
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（再掲）

- 精神障がい者の地域生活を考える会の運営
- こころの健康センター事業（人材教育事業）
- 障がい者地域自立支援協議会の運営（再掲）

（6）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

○現状と課題

障がいのある人の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、新潟県と共催で、新潟県障害者スポーツ大会を開催しています。

また、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を楽しむワークショップ等を開催して、障がいのある人も文化芸術活動へ気軽に参加できる機会を創出しています。今後も、地域住民と一緒に文化・スポーツ活動を更に推進していくことが必要です。

さらに、人生100年時代を迎え、新たな社会の姿としてAIやロボット、ビッグデータなどを活用した創造社会が提唱されています。社会が大きく変化する中であっても、障がいのある人が主体的に地域や社会とかわかり、新たな自分を発見したり、生きがいを見つけたりすることができるよう、文化活動やスポーツ活動、余暇活動への参加を支援していく必要があります。

○施策の方向性

障がいのある人の社会参加はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するなど様々な取組を検討します。また、より多くの障がいのある人や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し広報していきます。

平成26年度からパラリンピックの管轄が厚生労働省から文部科学省へ移管されるなど、全国的に障がいの有無にかかわらず、共にスポーツに参加するという機運が高まりを見せており、本市においても障がい者スポーツの取組を推進していきます。

障がいのある人がスポーツにより機能回復や体力維持を図り、スポーツを競技として楽しむために、巡回教室や支援者育成講習会等を実施するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加の支援やパラリンピックやスペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要なため、余暇活動を充実させ、社会参加を促進するための支援を行います。

また、地域や社会とかわかれる余暇活動等に参加し、新たなつながりを広げることで、生活の中に「楽しみ」をつくりだすことができます。関係機関等と連携しながら、障がいの有無にかかわらず共に学び続け、誰もが豊かで潤いの

ある生活が送れるよう、余暇やレクリエーション、学習活動等に関する情報を発信していきます。

○主な事業

- 福祉バス運行事業
- 新潟市障がい者大運動会事業
- 障がい者スポーツ推進事業
- 全国障害者スポーツ大会選手派遣事業
- 新潟県障害者スポーツ大会開催事業
- 全国障害者スポーツ大会選手強化事業
- 障がい者スポーツ全国大会参加激励金の支給
- 障がい者福祉センター事業
- 文化芸術による共生社会推進事業
- にいがた市民大学開設事業
- 学習情報提供事業

(7) 情報提供・意思疎通支援の充実

○現状と課題

これまで、手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者等、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版（デイジー版・一般CD版）の希望者への郵送、市長記者会見の手話通訳など、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に必要な情報を提供し、意思疎通支援を実施してきました。

また、手話が言語であるとの認識の下、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念とする「新潟市手話言語条例」を平成31年4月1日に施行し、手話への理解の促進や手話の普及等に取り組んでいます。

しかし、派遣件数の多い平日の昼間に派遣できる手話通訳者等・要約筆記（パソコン）者等の確保や重要性・緊急性の高い情報の迅速な情報提供が課題となっています。

今後も、障がいのある人が地域で自立して生活していくためには、意思疎通支援は一層必要です。

○施策の方向性

視覚・音声による説明や案内・選択項目がないなどといった社会的状況の中で、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人が、意思疎通支援のための手段についての選択の機会が確保されるよう、また情報の取得や利用のための手段について選択できる機会の拡大を図るよう努めます。

意思疎通支援を必要とする障がいのある人に対して、手話通訳者等や要約筆

記者等、盲ろう者向け通訳・介助員等を派遣するとともに、地域で障がいのある人を支える人材の養成・スキルアップを図っていきます。

また、ウェブやソーシャルメディアなどのICTを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がいのある人がパソコンなどのIT機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。

市のホームページについても、内容の充実はもちろん、障がいのある人や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることはないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。

○主な事業

- 意思疎通支援事業
- 点訳推進事業
- 音声訳推進事業
- 手話通訳者等・要約筆記者等養成事業
- 手話通訳者設置事業
- 福祉サービスガイドブックの発行
- 点字・声の広報
- ホームページによる情報発信
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 障がい者 IT サポート事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- 盲ろう者向け通訳・介助員講師養成研修事業

(8) 災害時支援体制の整備

○現状と課題

昨今、豪雨、暴風、地震などの自然災害が頻発化・激甚化するほか、インフルエンザ、コロナウイルスなどの感染症が発生する中で、このような大規模な災害が発生した際に、障がいのある人やその家族が安心・安全に生活が送れるよう、必要な障がい福祉サービス等が確保されるとともに、障がいのある人に対して必要な支援が行き届くことが重要です。

災害に対する配慮としては、自主防災組織等に自力避難が困難な状態である人の名簿として「避難行動要支援者名簿」の提供を行い、同組織等において避難支援方法等を検討してもらうことで、地域における「共助」の仕組みづくりを促進し、地域防災力の向上を図り、災害時における可能な範囲での避難支援につなげていきます。

○施策の方向性

国や県等から通知される情報の収集に努め、通知に基づく障がい福祉サービスや各種手当、事業所運営等の取扱いについて柔軟に対応します。

また、国や県等からの通知を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握に努め、必要な支援が幅広く行き届くよう努めます。

高齢者や障がいのある人、難病患者、介護が必要な人等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるよう、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。

これにより、災害時における共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による個別避難支援計画の作成を支援します。

また、当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がいのある人等、通常の避難所では生活が難しい人が安心して避難生活を続けられるよう、障がい等の特性に応じた支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

○主な事業

- 障がい福祉サービス等に係る情報収集及び事業所等への情報提供
- 避難行動要支援者対策事業
- にいがた防災メールなどによる速やかな情報配信・伝達
- 福祉避難所開設と災害時支援体制の整備

2 保健・医療・福祉の充実

(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

○現状と課題

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等を継続して実施し、はまぐみ小児療育センターや医療機関などの関係機関と連携しながら、障がいの早期の気づきと相談支援に努めています。

また、身近な支援の場である各区の療育事業や新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対して幼少期から発達支援を行っていています。

新潟市発達障がい支援センター「JOIN」でも、乳幼児の発達支援に関する相談に応じるとともに、必要に応じて心理・発達検査を実施しています。

一方で、保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学

を迎えることも多いことから、保育所等や学校、児童相談所などの関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

○施策の方向性

今後は、更に早期の気づきや支援につなげるため、乳幼児健康診査や身近な地域での各区の療育事業・発達相談の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるような体制づくりに努めます。

また、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、早期に発達相談や療育を行うとともに、地域の保育園等に巡回支援専門員を派遣して集団生活上配慮が必要な子への適切な環境整備を行います。さらに、必要に応じて保育所等訪問支援事業や児童発達支援事業所等の利用につなげるなど、切れ目のない支援体制の充実に努めます。

○主な事業

- 乳幼児健康診査事業
- 車いす身体障がい者健康診査事業
- 児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 児童相談所相談・支援事業（再掲）
- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- ペアレントメンター事業
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 専門医による発達相談（再掲）
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 巡回支援専門員整備事業
- 保育所等訪問支援

(2) 医療・リハビリテーションの支援

○現状と課題

障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

また、障がいのある人の自立と社会参加を促すために、身体機能の回復や日常生活の改善を目的とした訓練事業を実施しています。

○施策の方向性

障がいのある人が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

障がいのある人の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられる

よう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。

機能回復訓練用プールの運営や、リハビリ体操など身体機能の維持向上だけでなく、日常生活訓練や歩行訓練など、障がいのある人の日常生活の質の向上と社会参加の促進を支援します。

また、脳血管障がいや脳外傷等により高次脳機能障がいのある人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。

○主な事業

- 療養介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 医療型児童発達支援（再掲）
- 重度障がい者医療費助成事業（再掲）
- 自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 障がい者福祉センター事業（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 小児慢性特定疾病医療費助成事業
- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 口腔保健福祉センター事業

(3) 精神保健と医療施策の推進

○現状と課題

社会の複雑多様化や超高齢化社会の到来等により、生きづらさを抱え、精神疾患を患うに至ることもあります。

そのような中、本市の自殺者数は減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では、自殺死亡率が高い水準で推移しています。

また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症の問題を抱える人も増加傾向にあり、それに伴い相談も増加する中、令和元年度に依存症治療拠点病院・専門病院が認定され、今後一層の周知啓発が必要となっています。

精神疾患を含めたこころの問題においても、不調に早期に気づき、対応することが望ましく、そのためにこころの健康センターや各区役所及び地域保健福祉センターで、精神保健や精神科医療に関する相談、訪問指導を実施し、市民のこころの健康の保持増進を図っています。

併せて、精神科における救急医療として、市民が緊急に精神科医療が必要に

なった時のための精神医療相談窓口と精神科救急情報センターの設置、休日と夜間における病院群の輪番制による精神科医療体制の確保を新潟県と共同で行っています。救急医療や身体合併症治療における一般医療機関と精神科医療機関の連携が課題となっています。

精神障がい者の医療費に係る経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神障害者保健福祉手帳1級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

○施策の方向性

複雑多様化する相談に対応するために、関係職員を対象にした専門研修を継続して実施します。

自殺対策については、「第2次新潟市自殺総合対策行動計画」に基づいて、引き続き、地域ネットワークの強化や人材育成に取り組むとともに、若年層の自殺対策を強化します。

依存症対策については、治療及び回復に向けた支援として、市民の病気への理解を深め、早期に相談機関や依存症治療拠点機関・専門病院につながるよう広く周知・啓発を行うとともに、自助グループや家族会等と連携し支援を行います。

精神科救急医療については、一般医療機関と精神科医療機関の相互理解の促進を目的に、協議する場を設け医療機関間の連携の強化を図ります。

○主な事業

- こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）
- 精神科救急医療体制の確保
- 精神保健福祉相談事業（再掲）
- こころの健康推進事業（再掲）
- 自殺総合対策事業
- 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）
- 精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）
- 重度障がい者医療費助成事業（再掲）

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

○現状と課題

難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とするもの」と定義されています。

難病は、長期の療養生活を必要とするため、難病患者やその家族を取り巻く状況の変化を踏まえ、住み慣れた地域で安心して療養しながら生活が続けられるよう、関係機関と連携し、生活・治療・就労面における相談、助言、サービスを幅広く提供できる体制を構築する必要があります。

併せて、難病患者やその家族が地域で尊厳を持って生活することができるよう、社会全体が難病に関する正しい知識と理解を持つことが必要です。

○施策の方向性

難病に関する医療の確立、普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費助成を行います。

また、難病患者やその家族のQOLの向上を図るため、総合的な相談支援を行う窓口として、NPO法人新潟難病支援ネットワークに委託して、新潟県・新潟市難病相談支援センターを運営するほか、新潟市難病対策地域協議会を設置し、地域における難病患者への支援体制に関する課題を共有し、関係機関との連携の緊密を図り、地域の実情に応じた体制整備の協議を行い、難病対策の発展を図ります。

○主な事業

- 特定医療費支給事業
- 新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業（再掲）
- 新潟市難病対策地域協議会の運営
- 「難病患者さんのためのガイドブック」の発行
- 「難病患者支援者のためのハンドブック」の発行
- 難病患者支援のための各種研修会開催

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

○現状と課題

就学前の障がいのある子どもには、療育を通じて心身の発達を促すとともに、基本的な生活習慣を身に付けることや集団生活に適応するための基礎づくりを行っています。また、保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

保育所等では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、子どもの心身の発達を促し、生涯にわたる生きる力の基礎を培うことに努めています。

○施策の方向性

障がいのある子どもが、身近な場所においてより良い専門的療育が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」、新潟市立児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実

を図ります。

また、ペアレントメンターやペアレントトレーニングなど保護者支援につながる取組の充実に努めます。

市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研修による職員の資質向上や保育所等への巡回支援専門員の派遣、保育所等訪問支援などにより療育体制の充実に努めます。

また、市内全ての保育所等で障がいのある子どもの受入体制を引き続き整備します。

○主な事業

- 発達障がい支援センター事業（再掲）
- ペアレントメンター事業（再掲）
- 児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）
- 療育事業（療育教室）（再掲）
- 発達支援コーディネーターの養成
- 巡回支援専門員整備事業（再掲）
- 児童発達支援（再掲）
- 医療型児童発達支援（再掲）
- 保育所等訪問支援（再掲）

(2) 学校教育の充実

○現状と課題

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実に努めています。また、共生社会の実現を目指しインクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童・生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成とともに、合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童・生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員が多様な障がいの特性や指導方法に関する専門性を身に付け、指導力を向上させることが必要です。

○施策の方向性

個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、より良いあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器

等の充実も図るとともに、地域の様々な専門機関を有効活用し、合理的配慮の提供を進めます。

通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気づきや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。

さらに、通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として特別支援教育支援員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。

個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。

障がいのない子どもの障がい理解については、総合的な学習の時間などで、障がいのある人や高齢者について、基本的な情報を紹介している福祉読本を活用しながら、障がいのある人や高齢者と接する際に活かせるよう理解の促進に努めます。

就学や進学及び就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。

今後も、「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を基に学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切につながるよう努めていきます。

また、教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや学校支援課で開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。

○主な事業

- 特別支援教育サポートネットワーク事業
- 合理的配慮推進セミナーの実施
- 特別支援教育専門研修の実施
- 特別支援教育等配置事業
- 特別支援ボランティアシステム事業
- 早期就学相談・支援の実施
- 福祉読本の作成

(3) 放課後等活動の充実

○現状と課題

障がいのある子どもが、授業の終了後又は学校休業日に放課後等デイサービスを利用することにより、子どもたちの健全育成を図っています。

しかし、長期休暇時を中心に利用者が増加していることから、受入れ拡大を検討していく必要があります。

○施策の方向性

放課後等デイサービスによる放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもたちの放課後等活動の充実に努めます。

また、放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実に努めます。

○主な事業

- 放課後等デイサービス
- 日中一時支援事業（再掲）
- 放課後児童健全育成事業

4 雇用促進と就労支援

(1) 雇用促進と一般就労の支援

○現状と課題

障がい者雇用については、平成25年の障害者雇用促進法の改正で障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を雇用分野で規定しています。

事業主には障がい者雇用が義務付けられており、令和3年3月1日から民間企業においては2.2%から2.3%に、地方公共団体等にあつては2.5%から2.6%に、教育委員会は2.4%から2.5%に引き上げられました。

こうした動きにより障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がいのある人の就職件数や新規求職申込件数は年々増加し、本市においても福祉施設から一般就労への移行者は、過去から伸びています。とりわけ、精神障がい者の件数は、大幅に増加しています。

本市では、これまで障がい者職業能力向上支援事業によるセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきましたが、平成25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設したことにより、就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型支援が可能となりました。また、平成27年4月に「あぐりサポートセンター」を開設し、働ける職域を広げ、農業分野で就労や訓練の場が創出できるよう支援を行っています。

しかしながら、就職を希望している障がいのある人はまだ多数おり、就職後

の定着や、雇用率達成企業が5割にも満たないなどの課題があります。

また、難病患者については法定雇用率に算定されず、就職がしづらい状況にあります。

○施策の方向性

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの伴走型支援により障がい者雇用拡大の取組を継続するとともに、事業主からの相談に応じるなど障がい者雇用企業の支援、拡大にも努めます。

障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がいのある人の職業準備性や働く意欲を向上させるとともに、関係機関との連携を図りながら障がいのある人を雇用する企業や実習先の開拓を行います。

平成30年10月から始まった就労定着支援については、定着支援に係る支援の必要性について周知に努め、利用の促進を図るとともに、平成26年2月に結成した、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」の取組により、障がいのある人の雇用に積極的に取り組む企業への支援も実施していきます。

農業分野においては、障がいのある人の就農を促進することで、地域特性を活かした職域の拡大を図ります。

○主な事業

- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 就労定着支援
- 障がい者就労施設等からの優先調達
- 自動車運転免許取得費助成事業（再掲）
- 障がい者 IT サポート事業（再掲）
- 障がい者就業支援センター事業
- 農業と障がい福祉の連携促進事業

(2) 福祉施設等への就労の支援

○現状と課題

本市では、これまで就労継続支援給付費の支給を行うことで、企業での就労が難しい障がいのある人の就労の場としての機能を提供してきました。また、地域活動支援センターにおいて、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、日中の居場所や社会経験の場づくりなど、様々な機能を提供するため、地域活動支援センター運営費の補助を行ってきました。

しかし、多くの就労継続支援事業所では商品開発や製作能力、販路に限界が

あることから、そこで支払われる工賃は低額となっています。

また、NEXT21にある「まちなかほっとショップ」では、障がいのある人が作った製品や作品の販売支援を行っていますが、販売実績はほぼ横ばい状況にあります。

今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取組の支援が必要です。

○施策の方向性

就労継続支援給付費の支給や地域活動支援センター運営費の補助を引き続き行い、就労の場の確保や地域活動支援センターによるサービスの提供を支援します。

今後も授産製品や請負業務などを市民にPRして販路拡大を図るとともに、施設のネットワーク化による共同受注の検討など工賃を増額するための方策について検討を進めます。

また、福祉施設の商品開発力の向上や事業の創出につながるよう、積極的に他都市の参考事例について情報提供を行います。

「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がいのある人を雇用している企業からの製品の買い入れや業務の提供を、市が率先して活用します。

○主な事業

- 授産製品の展示販売の支援
- 就労継続支援（再掲）
- 障がい者施設・事業所の整備（再掲）
- 地域活動支援センターへの支援（再掲）

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

○現状と課題

障がいのある人が住み慣れた住宅で快適な日常生活を送るためには、それを阻害している環境要因を軽減・除去し、安心して生活できる住環境を確保することが必要です。

本市では、在宅の重度の障がいのある人がいる世帯に対し、障がいのある人の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

今後も、住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

○施策の方向性

障がいのある人の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活

しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がいのある人に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅の整備を検討するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

また、各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がいのある人の住居の確保を支援していきます。

○主な事業

- 障がい者向け住宅リフォーム助成事業
- 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

○現状と課題

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）及び「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。

今後は、障がいのある人や高齢者を含めた全ての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○施策の方向性

従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

○主な事業

- 安全に通行できる歩道空間の確保
- 無電柱化推進事業
- 交通バリアフリー推進事業
- 福祉のまちづくり推進事業

(3) 緊急時支援体制の整備

○現状と課題

一人暮らしの重度障がいのある人の日常生活の安全を確保するため、障がい者あんしん連絡システムにより、24時間体制で緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

消防局の「消防指令管制システム」に登録するなどして、出動した各消防隊

へ速やかに情報を共有することにより、安全・確実・迅速な消防活動が行われています。

また、聴覚や言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な人が、ファックスやスマートフォン等の簡単な操作により119番通報ができる緊急通報システムを運用しています。

○施策の方向性

一人暮らしの重度身体障がい者が、家庭内で病気や怪我などの救急事態が発生した場合に、緊急連絡先へ速やかに連絡できる体制を確保することにより、安心・安全な在宅での生活を支援します。

聴覚や言語機能等に障がいのある人が、火災や救急時に安心して消防サービスを受けられるよう、音声によらない119番緊急通報システムについて周知を図ります。

○主な事業

- 身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）
- ファックス119及びNet119緊急通報システム事業

(4) 犯罪・消費者トラブルの防止

○現状と課題

消費者を狙う特殊詐欺や悪質商法は社会の情勢に応じ、次々と新しい手口が生まれ、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断が不十分な障がいのある人が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

障がいのある人が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

○施策の方向性

グループホームや通所施設などと連携し、障がいのある人やその家族に対する消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

犯罪被害や消費者被害の防止にあたっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、防犯や消費生活に関する出前講座を実施します。

また、消費者被害防止のための見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)を通じて、障がいのある人の消費者被害の未然防止に取り組みます。

○主な事業

- 苦情処理・消費生活相談事業

- 消費者啓発情報提供事業

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

○現状と課題

障がいのある人が地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。しかしながら、未だ社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

本市では、平成28年4月1日に、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を施行し、障がい等を理由とした差別の解消等を図るとともに、共生社会の実現を目指した取組を行っています。

○施策の方向性

障がいを理由とした差別の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための周知啓発・研修や、障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるための交流機会の提供等に関する取組を進めるとともに、条例推進会議を開催します。また、事後対応策として相談・紛争解決に取り組みます。

○主な事業

- 共生のまちづくり条例関連事業
- 基幹相談支援センター事業（再掲）

(2) 権利擁護の推進

○現状と課題

地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がいのある人やその家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

障がいのある人やその家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

○施策の方向性

障がいのある人やその家族の権利擁護のため、基幹相談支援センターで各種相談や情報提供を行うほか、障がい者虐待については、通報や届出の受理、虐待を受けた障がいのある人の保護のための相談や指導・助言を行うとともに、障がいを理由とする差別については、専門の相談員が対応にあたり、早期解決を図ります。

障がいのある人の意思決定の支援に配慮しつつ、個々の心身の状況や家族の意向等を踏まえながら、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定に努めます。

また、成年後見制度の利用に係る費用の助成を引き続き行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業、虐待防止、差別の禁止など、権利擁護に関する制度等の周知啓発に取り組みます。

○主な事業

- 共生のまちづくり条例関連事業（再掲）
- 基幹相談支援センター事業（再掲）
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見支援センター事業
- 障がい者虐待防止対策事業

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

○現状と課題

障がいのある人に関する新たな法律の制定や改定などにより、障がい福祉に関する施策は年々充実してきている一方、障がいのある人の数は増加の一途をたどっており、限られた財源の中で効果的な施策の継続性が求められます。

このような状況の中、障がいのある人が地域で安心・安全に暮らしていくためには、地域生活や社会参加において、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

令和元年12月に行った認知度調査では「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度は31.4%となっており、中でも10代以下の若年層における条例認知率は22.0%と特に低い傾向にあります。

○施策の方向性

障がいや障がいのある人に対する社会全体の理解が今まで以上に深まるよう周知啓発に努め、限られた財源や資源の中で施策を継続していけるよう取り組みます。

「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の目的である共生社会の実現に向け、市役所職員をはじめ市民を対象にした条例の周知啓発を引き続き実施するとともに、「ともにプロジェクト」を推進し、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者アートを活用した理解促進事業（公共空間におけるアート展示等）など、市民への啓発事業を展開します。

令和元年度より始めた、共生社会づくりに興味のある企業等をつなぐネットワーク「ともにEntrance（エントランス）」により、官民協働で企業・団体等の交流を進めていきます。

また、ヘルプマーク等の障がいに関する各種マークについて、今後も周知啓発に努めます。

啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住み良い社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

○主な事業

- 共生のまちづくり条例関連事業（再掲）
- 福祉のまちづくり推進事業（再掲）
- 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（再掲）

(4) 福祉教育の推進

○現状と課題

本市では、学校教育等において、福祉読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がいのある人に対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、更に充実が必要です。そのために、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会や、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場を増やしていく必要があります。

○施策の方向性

学校教育等を通じて、障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などが共に連携して、障がいのある子ども・障がいのある人とのふれあいの場や、学び合う機会を増やしていきます。

小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場を設け、また、特別支援学校では居住地校交流の場を設けたりするなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

障がいや障がいのある子ども・障がいのある人に対する理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある人を招いて話を聞く、実際に点字や手話、車いす等の体験をする、障がいのある子ども・障がいのある人の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

また、福祉に関する理念や現状、共生社会の実現に向けた新潟市の取組などを、分かりやすく解説した福祉読本「だれもが心豊かに暮らせるまちづくり」を引き続き作成し、市立小・中・中等教育学校に配布します。授業での活用により、児童生徒が福祉や市の取組について正しい知識を持ち、理解を深めるこ

とができるよう取り組んでいきます。

○主な事業

- 福祉読本の作成（再掲）
- 交流及び共同学習の実施

(5) ボランティア活動の支援・推進

○現状と課題

本市では、ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者施設や地域での生活を積極的に支援しています。社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と障がいのある人との交流やボランティア活動の場が必要です。

○施策の方向性

ボランティア活動を通して障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。

○主な事業

- 障がい者福祉センター事業（再掲）

7 行政等における配慮の充実

(1) 選挙等における配慮等

○現状と課題

障がいのある人が、その権利を円滑に行使することができるように、選挙等における配慮を行う必要があります。

選挙に関する情報については、点字や音声による選挙公報の提供などを行っているほか、投票所においては、施設の段差解消用スロープの設置や設置ができない場合の人的介助支援、車いすや車いす対応記載台の設置、点字器等投票設備の設置を行っています。

障がいのある人が投票しやすい環境にしていくためには、選挙情報の周知、投票所の設備等の整備や事務従事者による適切な支援、投票所での投票が困難な人への支援などを充実していくことが必要です。

○施策の方向性

選挙に関する情報については、点字や音声など多様な方法で提供します。

また、郵便等による不在者投票や指定病院等での不在者投票などの制度について周知し、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保を進めます。

投票所においては、障がいのある人の利用に配慮した投票環境の向上を図るとともに、点字投票や代理投票の際に事務従事者が適切な支援を行うなど充実に努めます。

○主な事業

- 選挙公報の点字版・音声版の配布
- 不在者投票制度の広報
- 投票所の投票環境の整備
- 投票所での適切な支援に関する事務要領の作成

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

○現状と課題

障害者差別解消法の施行に基づき、職員対応要領（障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領）を策定し、新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修において、障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供について周知徹底を図っています。

市職員は事務事業を行うにあたり差別を行わないよう、職員対応要領に則して適切に対応する必要があります。

○施策の方向性

市における事務・事業の実施にあたっては、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

市職員に対して障がいのある人への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。

また、関係機関における相談事例を市全体で共有し、障がいのある人が必要とする配慮等に関する理解を促進します。

○主な事業

- 新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修

第3部 計画の推進に向けて

1 庁内の協力体制

障がい者計画は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら支え合い、安心して共に暮らせる地域社会を目指す総合的な計画です。庁内の関係部局が連携して、障がいのある人のニーズに応えられるよう協力体制を築いていきます。

2 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

障がいのある人の地域生活を支援していく上で、当事者団体、地域の民間事業者、ボランティア団体は重要な役割を担っており、行政も含めてそれぞれが不可分の存在となっています。施策を進めるにあたり、それらの団体や学識経験者等と連携を十分に図ります。

個別の状況や具体的な課題について、保健・医療・福祉等の大学や障がい者地域自立支援協議会などと連携・協働して調査研究を行い、障がいのある人一人ひとりのニーズを正確に把握し、障がい者施策への的確な反映と推進に努めます。

3 計画の推進

計画の推進については、関係機関とのネットワークを構築し、相談支援事業者などを加えた障がい者地域自立支援協議会などで、計画の具体化に向けた調整や協議を行うとともに、障がい者施策審議会において、総合的かつ計画的な推進について、必要な事項の調査審議を行い、その施策の実施状況について進捗管理します。

また、施策の実施・推進にあたっては、障がいのある人が参加・参画する機会を設け、その他の関係者の意見を含めて十分に聴き取り、その意見を尊重し、各種障がい者施策に反映させていきます。

○主な事業

- 障がい者地域自立支援協議会の運営（再掲）
- 障がい者施策審議会の運営

(参考資料) 主な事業の概要

1 地域生活の支援

(1) 相談支援体制の充実

* 各事業の担当課については、令和3年度の担当課を記載しています。

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
基幹相談支援センター事業	障がい福祉課	障がいのある人及びその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的にを行い、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図る。さらに、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域移行促進や権利擁護や虐待防止への取組等を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援機能の強化を図る。また、各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、乳幼児期における早期の支援体制を確立し、保護者の負担や不安の軽減を図り、ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。
障がい者相談員設置事業	障がい福祉課	身体障害者福祉法に規定する身体障がい者相談員及び知的障害者福祉法に規定する知的障がい者相談員を各区に置き、ピアカウンセリングによる当事者や家族の目線に立った相談支援を通じ、障がいのある人やその家族に各種情報の提供及び適切な相談支援等を行い、福祉の向上を図る。
精神保健福祉相談事業	こころの健康センター	医師及び精神保健福祉相談員、保健師などの専門スタッフが、精神障がい者及びその家族などの精神疾患やこころの健康に関する相談を行う。また、各区及び関係機関からの複雑困難なものに対して相談助言を行う。
こころの健康推進事業	こころの健康センター	家族関係や職場での人間関係、自分の性格や生き方等のお悩みに対し、臨床心理士が、日中及び夜間に相談対応を行う。(予約制)
地域活動支援センターへの支援	障がい福祉課	障がいのある人が地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者のある人の地域生活支援の促進を図る。
障がい者地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課	全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、相談支援連絡会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行う。
身体障がい者更生相談所の運営	児童相談所	身体障がい者に関する専門的な相談や、更生医療・補装具についての判定などを行う「新潟市身体障がい者更生相談所」の事業運営を行う。
知的障がい者更生相談所の運営	児童相談所	知的障がい者に関する専門的な相談や、医学的・心理学的な判定などを行う「新潟市知的障がい者更生相談所」の事業運営を行う。
こころの健康センター(精神保健福祉センター)の運営	こころの健康センター	精神保健福祉に関する中核機関として、相談、研修・教育、研究等を行う「こころの健康センター」の事業運営を行う。平成23年度より、自殺総合対策を担う「いのちの支援室」を新設するとともに、障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し、精神保健福祉に関する総合的な機関として、体制を強化している。

発達障がい支援センター事業	障がい福祉課	発達障がい者に対しては、早期気づき、早期の発達支援を行うとともに、生涯にわたっての支援が必要となるため、その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。
ひきこもり地域支援センター運営事業	こころの健康センター	総合的な相談窓口を設置し、ひきこもりの状態にある方とご家族に対し、回復と社会参加に向け相談支援等を行う。また、「ひきこもり支援連絡会」を開催し、ひきこもり支援の課題共有と関係機関の連携強化を図る。
児童発達支援センター「こころん」の運営	こども家庭課	発達に気になる就学前の児童やその保護者、関係施設職員等を対象に、専門性を活かした通所支援や発達相談、地域支援などを行い、中核的な児童発達支援機関として関係機関と連携しながら幼少期からの切れ目ない支援を行う。
療育事業（療育教室）	こども家庭課	言語や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児、またはそれにより日常生活に困難がある乳幼児に対して、専門スタッフが親子遊び等を通して、乳幼児への発達の支援や、保護者への助言、療育機関等への紹介を行う。
専門医による発達相談	障がい福祉課	健康診査や相談等の結果、医師の相談が必要と認められる乳幼児に対し、医師等による発達の見極め・助言指導・専門医療機関や療育機関の紹介等を行う。
難病患者への訪問指導	保健管理課	難病患者や家族が、地域でより良い療養生活を送るために、保健師・看護師による、在宅難病患者に対する訪問指導を実施する。
新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業	保健管理課	難病患者が地域で安心して暮らせるよう、難病に関する総合的な相談支援を行う。
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	こども家庭課	新潟県と新潟市がNPO法人新潟難病支援ネットワークに委託し、相談支援、就労支援、啓発事業、研修会等を実施する。
児童相談所相談・支援事業	児童相談所	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族への相談支援を行う。新潟県と新潟市が事業の一部をNPO法人新潟難病支援ネットワークに委託し、相談支援、相互交流支援、就学支援等を実施する。
児童相談所相談・支援事業	児童相談所	政令指定都市に必置である児童相談所を運営することにより、専門的な相談・判定機関として、障がい児の支援を行う。

(2) 在宅サービスの充実

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
居宅介護等 (ホームヘルプサービス)	障がい福祉課	在宅又は外出時の支援が必要な障がいのある人に対する入浴、排せつ、食事等の介護及び家事の援助又は移動介護を行う。

短期入所 (ショートステイ)	障がい福祉課	介護者の病気等により、障がいのある人が在宅での生活が一時的に困難になった時に、その期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい福祉課	障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることを目的として、共同生活の場を提供し、世話人等による必要な介護及び支援等を行う。
生活介護	障がい福祉課	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
移動支援事業	障がい福祉課	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。
日中一時支援事業	障がい福祉課	介護者が病気の場合などに、日中において施設で見守り等の支援を行う。
訪問入浴サービス事業	障がい福祉課	在宅の重度身体障がい者のうち、自宅や施設での入浴が困難な者に対して、自宅に訪問入浴車を派遣する。
日常生活用具給付事業	障がい福祉課	重度障がい者（児）が、在宅での日常生活をより円滑に行えるよう、各種の日常生活用具を給付する。
補装具費支給事業	障がい福祉課	身体機能を補完又は代替する補装具を必要とする身体障がい者（児）に対し、その補装具の購入又は修理等に要する費用について、補装具費を支給する。
障がい者紙おむつ支給事業	障がい福祉課	在宅で常時紙おむつが必要な3歳以上64歳以下の重度障がい者（児）に紙おむつを支給し、障がいの衛生を確保するとともに、介護者の経済的及び精神的負担を軽減する。
在宅人工呼吸器使用患者支援事業	保健管理課	在宅で指定難病が原因で人工呼吸器を装着している患者に対し、診療報酬において、訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護を実施した訪問看護ステーションに対し、患者1人あたり年間260回を限度として補助金を交付する。
難病患者等居宅生活支援事業	保健管理課	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。
難病患者等夜間看護サービス事業	保健管理課	在宅で寝たきりの難病患者とその家族の生活の質を高め、より良い在宅療養生活を支援するため、在宅寝たきりの人工呼吸器装着及び気管切開の難病患者に対して夜間の訪問看護を実施した訪問看護ステーションに対し、補助金を交付する。

身体障がい者福祉電話設置事業	障がい福祉課	一人暮らしの重度身体障がい者に、日常生活の安全と社会活動の便宜供与をするため、福祉電話又は特殊機能付き電話を貸与し、その費用の一部を助成する。
身体障がい者あんしん連絡システム事業	障がい福祉課	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に、緊急通報装置を給付し、緊急時に24時間体制で受信センターによる出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。

(3) 経済的な支援

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
特別障害者手当の支給	障がい福祉課	身体・知的又は精神の重度の障がいにより、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者に対して、その障がいによって生ずる経済的負担を軽減するために手当を支給する。
特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	在宅の中重度の障がい児を扶養する保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当を支給する。
障害児福祉手当の支給	障がい福祉課	在宅の重度障がい児に対し、障がいのために生じる経済的負担を軽減するため、障害児福祉手当を支給する。
重度心身障がい者福祉手当の支給	障がい福祉課	重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、新潟市重度心身障がい者手当を支給する。
心身障害者扶養共済制度事業	障がい福祉課	身体・知的・精神障がい者の保護者が、一定期間掛金を拠出することによって、保護者が死亡又は重度障がいの状態になった時に、残された障がいのある人に終身年金を支給する。
福祉タクシー利用助成事業	障がい福祉課	心身障がい者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、タクシー助成券を交付し、タクシー料金の一部を助成する。
自動車燃料費助成事業	障がい福祉課	心身障がい者の生活範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、障がいのある人の移動のために使用する本人又は生計同一者の所有する自動車の燃料費の一部を助成する。
自動車改造費助成事業	障がい福祉課	重度身体障がい者の社会参加を図るため、重度身体障がい者が自ら運転するため自動車改造する場合、又はその家族が自動車を改造する場合に費用の一部を助成する。

自動車運転免許取得費助成事業	障がい福祉課	身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に直接要する費用の一部を助成する。
訓練・就労系事業所等通所交通費助成事業	障がい福祉課	障がい者施設に定期的に通所する障がいのある人に対し、通所に必要な交通費の一部を助成する。
更生訓練費給付事業	障がい福祉課	自立訓練・就労移行支援事業所における実習・訓練を効果的に受けるため、自己負担した費用に対して更生訓練費を支給する。
重度障がい者医療費助成事業	障がい福祉課	重度の身体・知的・精神障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。
自立支援医療（更生医療）の給付	障がい福祉課	18歳以上の身体障がい者を対象に、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、現在の障がいを除く又は軽減するために必要な医療を給付する。
自立支援医療（育成医療）の給付	こども家庭課	身体に障がいのある18歳未満の児童で、医療を受けることにより、機能が回復し日常生活が送られる見込みのある児童を対象に、その障がいを除く又は軽減するために必要な医療を給付する。
自立支援医療（精神通院医療）の給付	障がい福祉課	精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。
精神障がい者入院医療費助成事業	障がい福祉課	精神障がい者及びその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。ただし、重度障がい者医療費助成受給者は対象外。
障がい福祉サービス等利用者負担額軽減事業	障がい福祉課	障がい福祉サービス等の利用者負担額が、平成18年4月より応能負担から定率負担へと改正されたことから、負担額を国基準額の2割減として利用者負担の軽減を図る。
人工透析患者通院費助成事業	障がい福祉課	人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、福祉の増進を図る。

(4) サービス基盤の充実

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
障がい者施設・事業所の整備	障がい福祉課	通所事業所や地域活動支援センター、グループホームなど、障がいのある人が地域で自立していくための、サービス基盤の整備・充実に努める。
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	こころの健康センター	精神障がい者が、住み慣れた地域で、本人の望む充実した生活を営めるよう保健、医療、福祉等の関係機関の連携体制の構築を図り、入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が地域の一員として自分らしい生活を継続するための支援体制の整備を行う。
精神障がい者地域生活支援施設補助金事業	こころの健康センター	精神障がい者の自立と社会復帰及び社会参加の促進を図るため、精神障がい者が気軽に交流できる地域生活支援施設「いこいの家」の運営費の一部を補助する。
地域活動支援センターへの支援(再掲)	障がい福祉課	障がいのある人が地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者のある人の地域生活支援の促進を図る。
居宅介護等(ホームヘルプサービス)(再掲)	障がい福祉課	在宅又は外出時の支援が必要な障がいのある人に対する入浴、排せつ、食事等の介護及び家事の援助又は移動介護を行う。
短期入所(ショートステイ)(再掲)	障がい福祉課	介護者の病気等により、障がいのある人が在宅での生活が一時的に困難になった時に、その期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行う。
共同生活援助(グループホーム)(再掲)	障がい福祉課	障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることを目的として、共同生活の場を提供し、世話人等による必要な介護及び支援等を行う。
生活介護(再掲)	障がい福祉課	常に介護を必要とする障がいのある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

(5) 地域生活を支える人づくり

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
障がい者相談員設置事業(再掲)	障がい福祉課	身体障害者福祉法に規定する身体障がい者相談員及び知的障害者福祉法に規定する知的障がい者相談員を各区に置き、ピアカウンセリングによる当事者や家族の目線に立った相談支援を通じ、障がいのある人やその家族に各種情報の提供及び適切な相談支援等を行い、福祉の向上を図る。

精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（再掲）	こころの健康センター	精神障がい者が、住み慣れた地域で、本人の望む充実した生活を営めるよう保健、医療、福祉等の関係機関の連携体制の構築を図り、入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が地域の一員として自分らしい生活を継続するための支援体制の整備を行う。
精神障がい者の地域生活を考える会の運営	こころの健康センター	既存の「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会運営委員会」の委員に当事者や家族を加え拡充し、令和2年度より設置。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるための、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、地域課題を共有化し、課題解決に向けた具体的な取組や方策等の協議を行う。全体会とワーキンググループで運営する。
こころの健康センター事業（人材教育事業）	こころの健康センター	精神保健福祉業務に従事する関係者が、精神疾患の知識及び相談技術を習得し、円滑に業務を遂行できることを目的に、庁内及び庁外の医療機関や様々な相談機関等を対象に研修会を実施し、地域の支援体制の充実を図る。
障がい者地域自立支援協議会の運営（再掲）	障がい福祉課	全体会、運営事務局会議、区自立支援協議会、相談支援連絡会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行う。

(6) スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
福祉バス運行事業	障がい福祉課	障がい者団体の行う研修や社会参加を目的とする活動の際に、リフト付き福祉バス等を運行し、移動手段の面から障がいのある人の社会参加を支援する。
新潟市障がい者大運動会事業	障がい福祉課	障がいのある人の「完全参加と平等」の達成を目指し、障がいのある人と健常者がスポーツやレクリエーションを通じて、親睦と友情の輪を広めるため、「障がい者大運動会」を開催する。
障がい者スポーツ推進事業	スポーツ振興課	障がい者スポーツの体制を整備し、障がいのある人が身近に参加できる環境の充実を図る。
全国障害者スポーツ大会選手派遣事業	スポーツ振興課	全国障害者スポーツ大会に新潟市を代表して出場する選手の派遣を行う。
新潟県障害者スポーツ大会開催事業	スポーツ振興課	県内の障がいのある選手が、日頃鍛えたスポーツの技を競う「新潟県障害者スポーツ大会」を、新潟県とともに開催する。
全国障害者スポーツ大会選手強化事業	スポーツ振興課	全国障害者スポーツ大会へ出場する選手の強化練習を行う。

障がい者スポーツ全国大会参加 激励金の支給	スポーツ振興課	国や公的団体が主催する障がい者スポーツ全国大会等の参加者に激励金を支給する。
障がい者福祉センター事業	障がい福祉課	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・音楽室の自由利用事業などを行う。 また、手話や要約筆記、点字等の基礎的な技術や知識を学ぶ講習会を開催し、聴覚障がい者や視覚障がい者等と意思疎通を図ることができている人材を育成し、もって、聴覚障がい者や視覚障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。
文化芸術による共生社会推進事業	文化創造推進課	多様な立場の人たちが、文化芸術活動に参加する機会を創出し、文化芸術活動を通じてお互いの価値観を共有し、認め合うことで、共生社会の実現を目指す。
にいがた市民大学開設事業	生涯学習センター	高等教育機関等と連携しながら、現代的な課題など専門性の高い講座や、時代や社会の変化並びに市民の学習ニーズに対応した講座の開設を通して、より豊かな市民生活に資する。
学習情報提供事業	生涯学習センター	市民の生涯にわたる多様な学習活動や地域課題等の解決を支援するため、本市で実施する多様な講座や市民活動機会の情報を整理し、ホームページ等を通じて情報提供を行う。

(7)情報提供・意思疎通支援の充実

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
意思疎通支援事業	障がい福祉課	障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に手話通訳者等、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。
点訳推進事業	障がい福祉課	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し、行政情報や一般刊行物を点字化して配布し、視覚障がい者の情報獲得の一助とする。
音声訳推進事業	障がい福祉課	日常生活に必要な情報が不足しがちな視覚障がい者に対し、「福祉のしおり」などのガイドブックを音声化して配布し、視覚障がい者の情報獲得の一助とする。
手話通訳者等・要約筆記者等養成事業	障がい福祉課	聴覚障がい者の社会参加のため、手話又は要約筆記の技術及び知識を修得した手話通訳者等や要約筆記者等の養成・技術向上のための講習会を実施する。
手話通訳者設置事業	障がい福祉課	各区役所に手話等で意思疎通ができる窓口相談員を配置する。

福祉サービスガイドブックの発行	障がい福祉課	障がい福祉に関する制度やサービスなどについての情報提供を図るため、ガイドブックを発行する。 (「福祉のしおり」、「障がい者施設等の概要ガイドブック」)
点字・声の広報	広報課	視覚障がい者や視力の弱い市民のため、市報の点字版や音声版(デジ版・一般CD版)を作成し、郵送することにより市政情報を提供する。
ホームページによる情報発信	広報課	ホームページの内容を充実させることはもちろん、障がいのある人や高齢者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成する。
障がい者福祉センター事業(再掲)	障がい福祉課	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。
障がい者ITサポート事業	障がい福祉課	また、手話や要約筆記、点字等の基礎的な技術や知識を学ぶ講習会を開催し、聴覚障がい者や視覚障がい者等と意思疎通を図ることができそうな人材を育成し、もって、聴覚障がい者や視覚障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。
障がい者ITサポート事業	障がい福祉課	新潟市における障がい者のIT技術に関するニーズをはじめ、障がいのある人一人ひとりの特性に合わせた支援に関するノウハウの取得を目指す。障がい者のIT技術の修得を支援することにより、社会参加の促進を図る。
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	障がい福祉課	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	障がい福祉課	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。
盲ろう者向け通訳・介助員講師養成研修事業	障がい福祉課	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員の講師を養成研修する。

(8)災害時支援体制の整備

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
障がい福祉サービス等に係る情報収集及び事業所等への情報提供	障がい福祉課	国や県等からの通知やマニュアル、ガイドライン等を事業所へ情報提供するとともに、現場の状況やニーズ等の把握を行う。
避難行動要支援者対策事業	障がい福祉課 防災課	避難行動要支援者支援制度に基づき作成した避難行動要支援者名簿を地域に提供するとともに、地域向けの防災講習会を開催するなど、地域で共に助け合う避難行動要支援者支援体制の強化を図る。

にいがた防災メールなどによる速やかな情報配信・伝達	危機対策課	避難情報等の緊急を要する災害関連情報をEメールなどにより伝達する。
福祉避難所開設と災害時支援体制の整備	障がい福祉課	大規模災害発生時に、障がいの特性に応じたきめ細かい支援が行える福祉避難所を開設し、障がい特性に応じた情報提供を行う。必要な福祉用具等にも速やかに対応するなど災害時支援体制を整備する。

2 保健・医療・福祉の充実 (1)障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
乳幼児健康診査事業	こども家庭課	乳幼児に対し、年齢に応じた身体発育・運動機能・精神発達・歯科などについて健康診査を実施する。また、子育ての相談、食生活・生活習慣病の助言及び歯科保健指導などの育児支援を実施する。
車いす身体障がい者健康診査事業	障がい福祉課	車いすを常時使用する18歳以上の在宅の身体障がい者を対象に、委託医療機関での健康診査を全額公費負担で実施する。
児童発達支援センター「こころん」の運営（再掲）	こども家庭課	発達に気になる就学前の児童やその保護者、関係施設職員等を対象に、専門性を活かした通所支援や発達相談、地域支援などを行い、中核的な児童発達支援機関として関係機関と連携しながら幼少期からの切れ目ない支援を行う。
児童相談所相談・支援事業（再掲）	児童相談所	政令指定都市に必置である児童相談所を運営することにより、専門的な相談・判定機関として、障がい児の支援を行う。
発達障がい支援センター事業（再掲）	障がい福祉課	発達障がい者に対しては、早期気づき、早期の発達支援を行うとともに、生涯にわたっての支援が必要となるため、その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。
ペアレントメーター事業	障がい福祉課	規定の研修を受講した発達障がいのあるお子さんをお持ちの親をペアレントメーターとして登録し、依頼を受けた団体や支援機関等へ派遣するなど、相談や情報提供を行う。
療育事業（療育教室）（再掲）	こども家庭課	言語や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児、またはそれにより日常生活に困難がある乳幼児に対して、専門スタッフが親子遊び等を通して、乳幼児への発達の支援や、保護者への助言、療育機関等への紹介を行う。
専門医による発達相談（再掲）	障がい福祉課	健康診査や相談等の結果、医師の相談が必要と認められる乳幼児に対し、医師等による発達の見極め・助言指導・専門医療機関や療育機関の紹介等を行う。

児童発達支援	障がい福祉課	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。
医療型児童発達支援	障がい福祉課	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行う。
巡回支援専門員整備事業	こども家庭課	幼少期の早い段階からの支援を目的に、発達障がいに関する知識を有する専門員が保育所等を訪問し、施設職員や保護者に対して専門的な助言等の支援を行う。
保育所等訪問支援	障がい福祉課	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

(2) 医療・リハビリテーションの支援

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
療養介護	障がい福祉課	医療と常時の介護を必要とする障がいのある人（筋ジストロフィー患者、重症心身障がい者等）に対し、医療機関で機能訓練・療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行う。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障がい福祉課	地域で自立した生活ができるよう、一定期間の支援計画に基づいて、身体機能や生活能力の向上のための訓練を行う。
医療型児童発達支援（再掲）	障がい福祉課	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行う。
重度障がい者医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	重度の身体・知的・精神障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。
自立支援医療（更生医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	18歳以上の身体障がい者を対象に、自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、現在の障がい除去又は軽減するために必要な医療を給付する。
自立支援医療（育成医療）の給付（再掲）	こども家庭課	身体に障がいのある18歳未満の児童で、医療を受けることにより、機能が回復し日常生活が送られる見込みのある児童を対象に、その障がい除去又は軽減するために必要な医療を給付する。

自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。
障がい者福祉センター事業（再掲）	障がい福祉課	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。 また、手話や要約筆記、点字等の基礎的な技術や知識を学ぶ講習会を開催し、聴覚障がい者や視覚障がい者等と意思疎通を図ることができると期待できる人材を育成し、もって、聴覚障がい者や視覚障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。
精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	精神障がい者及びその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。ただし、重度障がい者医療費助成受給者は対象外。
小児慢性特定疾病医療費助成事業	こども家庭課	小児慢性疾患のうち、国で定めた特定疾患にかかっている18歳未満の児童で、各疾患の認定基準を満たす児童を対象に医療費の給付を行う。また、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）	こころの健康センター	精神保健福祉に関する中核機関として、相談、研修・教育、研究等を行う「こころの健康センター」の事業運営を行う。平成23年度より、自殺総合対策を担う「いのちの支援室」を新設するとともに、障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し、精神保健福祉に関する総合的な機関として、体制を強化している。
口腔保健福祉センター事業	健康増進課	休日の急患歯科診療を行うほか、予約制で一般の歯科診療所で治療が難しい、障がいのある人や高齢者を対象とした歯科診療などを行う。

(3) 精神保健と医療施策の推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
こころの健康センター（精神保健福祉センター）の運営（再掲）	こころの健康センター	精神保健福祉に関する中核機関として、相談、研修・教育、研究等を行う「こころの健康センター」の事業運営を行う。平成23年度より、自殺総合対策を担う「いのちの支援室」を新設するとともに、障がい福祉課より精神保健福祉室を移管し、精神保健福祉に関する総合的な機関として、体制を強化している。
精神科救急医療体制の確保	こころの健康センター	休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、精神科医療機関に受診を必要とする方のため、精神科医療機関の輪番による救急体制を確保するとともに、救急隊等に医療機関の情報を提供する精神科救急情報センターや、市民からの相談に対応する精神医療相談窓口を運営している。
精神保健福祉相談事業（再掲）	こころの健康センター	医師及び精神保健福祉相談員、保健師などの専門スタッフが、精神障がい者及びその家族などの精神疾患やこころの健康に関する相談を行う。また、各区及び関係機関からの複雑困難なものに対して相談対応を行う。
こころの健康推進事業（再掲）	こころの健康センター	家族関係や職場での人間関係、自分の性格や生き方等のお悩みに対し、臨床心理士が、日中及び夜間に相談対応を行う。（予約制）

自殺総合対策事業	こころの健康センター	相談支援事業、人材育成事業、連携体制推進事業、普及啓発事業など、関係機関・団体との連携を強化しながら、自殺総合対策を推進する。
自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）	障がい福祉課	精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で外来通院している方を対象に、継続的な治療の促進を図るために必要な医療を給付する。
精神障がい者入院医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	精神障がい者及びその家族の経済的負担を軽減し、治療の促進と福祉の増進を図るため、精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成する。ただし、重度障がい者医療費助成受給者は対象外。
重度障がい者医療費助成事業（再掲）	障がい福祉課	重度の身体・知的・精神障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額の一部を助成する。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
特定医療費支給事業	保健管理課	原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定めた疾病（指定難病）にかかっている患者さんの医療費の負担軽減を目的として、医療費の一部を助成する。
新潟県・新潟市難病相談支援センター運営事業（再掲）	保健管理課	難病患者が地域で安心して暮らせるよう、難病に関する総合的な相談支援を行う。 新潟県と新潟市がNPO法人新潟難病支援ネットワークに委託し、相談支援、就労支援、啓発事業、研修会等を実施する。
新潟市難病対策地域協議会の運営	保健管理課	難病患者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体等の支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るために設置している。
「難病患者さんのためのガイドブック」の発行	保健管理課	医療費助成の申請から認定までの流れを図やイラストで説明するほか、必要書類の種類や入手方法、医療費の助成額、利用できるサービスや制度、患者会についても掲載している。
「難病患者支援者のためのハンドブック」の発行	保健管理課	難病患者の支援者である各専門職が、それぞれの役割を理解し連携を図るために、各制度やサービス、相談窓口等をまとめ、スムーズな難病患者支援を行うことができることを目的に作成している。
難病患者支援のための各種研究会開催	保健管理課	難病について理解を深めるため、支援者への人材育成として、介護支援専門員等の専門職を対象とした研修会や、多職種との連携を強化するための研修会等を実施する。

3 療育・教育の充実

(1) 就学前療育の充実

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
発達障がい支援センター事業 (再掲)	障がい福祉課	発達障がい者に対しては、早期気づき、早期の発達支援を行うとともに、生涯にわたっての支援が必要となるため、その中核となる発達障がい支援センターの運営を行う。
ペアレントメンター事業 (再掲)	障がい福祉課	規定の研修を受講した発達障がいのあるお父さんをお母さんの親をペアレントメンターとして登録し、依頼を受けた団体や支援機関等へ派遣するなど、相談や情報提供を行う。
児童発達支援センター「こころん」の運営 (再掲)	こども家庭課	発達が気になる就学前の児童やその保護者、関係施設職員等を対象に、専門性を活かした通所支援や発達相談、地域支援などを行い、中核的な児童発達支援機関として関係機関と連携しながら幼少期からの切れ目ない支援を行う。
療育事業 (療育教室) (再掲)	こども家庭課	言語や社会性に発達の遅れが見られる乳幼児、またはそれにより日常生活に困難がある乳幼児に対して、専門スタッフが親子遊び等を通して、乳幼児への発達の支援や、保護者への助言、療育機関等への紹介を行う。
発達支援コーディネーターの養成	こども家庭課	保育所等において、障がい児支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターを養成する。
巡回支援専門員整備事業 (再掲)	こども家庭課	幼少期の早い段階からの支援を目的に、発達障がいに関する知識を有する専門員が保育所等を訪問し、施設職員や保護者に対して専門的な助言等の支援を行う。
児童発達支援 (再掲)	障がい福祉課	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う。
医療型児童発達支援 (再掲)	障がい福祉課	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行う。
保育所等訪問支援 (再掲)	障がい福祉課	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

(2) 学校教育の充実

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
特別支援教育サポートネットワーク事業	学校支援課	学校に在籍する障がいのある子どもたちについて、指導方法や校内体制について、専門的な立場から指導、助言するために、特別支援教育サポートセンターを中心として相談・支援を行うネットワークづくりを実施する。
合理的配慮推進セミナーの実施	学校支援課	インクルーシブ教育推進のため、管理職や特別支援教育コーディネーターを対象に、合理的配慮等に関する専門的な資質を高めるための研修会を、年3回実施する。
特別支援教育専門研修の実施	学校支援課	教職員の理解促進や指導力の向上のため、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターにおいて特別支援教育に関する研修会を開催する。
特別支援教育等配置事業	学校支援課	市立学校の特別支援学級及び通常の学級の障がいのある児童生徒の支援のために特別支援教育支援員を配置する。
特別支援ボランティアシステム事業	学校支援課	通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒に対して、学習の補助等を行うボランティアを募集し、学校へ派遣する。
早期就学相談・支援の実施	学校支援課	心身に障がいのある児童生徒の適切な就学を促すための意見を具申するため、新潟市就学支援委員会を設置し、年3回委員会を開催する。また、就学支援委員会の下部組織として、就学に向け保護者との面談を行う相談会を設け、早期からの相談に対応する。
福祉読本の作成	学校支援課	福祉に関する理念や現状、共生のまちづくりに向けた新潟市の取組などを分かりやすく解説した新潟市福祉読本を作成し、市内小・中学校等に電子データで配布する。

(3) 放課後等活動の充実

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
放課後等デイサービス	障がい福祉課	学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進と居場所づくりを推進する。
日中一時支援事業（再掲）	障がい福祉課	介護者が病気の場合などに、日中において施設で見守り等の支援を行う。

放課後児童健全育成事業	こども政策課	就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校に就学している児童の健全育成を図るため、安全で適切な遊びや望ましい生活体験の場を提供する。
-------------	--------	--

4 雇用促進と就労支援 (1) 雇用促進と一般就労の支援

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
就労移行支援	障がい福祉課	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	障がい福祉課	一般企業等での就労が難しい障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。(雇用型・非雇用型)
就労定着支援	障がい福祉課	就労移行支援等から企業等への一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労に伴い生じている生活面の課題解決に向けて必要な支援を行う。
障がい者就労施設等からの優先調達	障がい福祉課	「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設や障がい者多数雇用事業者から市が物品又は役務を積極的に調達する。
自動車運転免許取得費助成事業(再掲)	障がい福祉課	身体障がい者の就労等社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に直接要する費用の一部を助成する。
障がい者ITサポート事業(再掲)	障がい福祉課	新潟市における障がい者のIT技術に関するニーズをはじめ、障がいのある人一人ひとりの特性に合わせた支援に関するノウハウの取得を目指す。障がい者のIT技術の修得を支援することにより、社会参加の促進を図る。
障がい者就業支援センター事業	障がい福祉課	就職を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで、一貫した伴走型支援を実施する障がい者就業支援センターを運営する。
農業と障がい福祉の連携促進事業	障がい福祉課	地域における農福連携が定着するための基盤を整備し、地域を支える障がいのある人の農業分野での活躍を通じて社会参画に向けた支援を行う。

(2) 福祉施設等への就労の支援

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
授産製品の展示販売の支援	障がい福祉課	各施設・作業所等において障がいのある人が作った製品や作品の展示・販売を支援することで、障がいのある人の就労と障がいへの理解の促進を図る。
就労継続支援（再掲）	障がい福祉課	一般企業等での就労が難しい障がいのある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。（雇用型・非雇用型）
障がい者施設・事業所の整備（再掲）	障がい福祉課	通所事業所や地域活動支援センター、グループホームなど、障がいのある人が地域で自立していただくための、サービス基盤の整備・充実に努める。
地域活動支援センターへの支援（再掲）	障がい福祉課	障がいのある人が地域で活動できる場、また、身近な地域の相談窓口として、地域活動支援センター事業を実施し、障がい者のある人の地域生活支援の促進を図る。

5 生活環境の整備

(1) 住宅環境の整備

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
障がい者向け住宅リフォーム助成事業	障がい福祉課	重度の障がいのある人がいる世帯に対し、その住宅を障がいのある人の居住に適するように改造するために必要な費用の一部を助成する。
市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備	住環境政策課	市営住宅の建替えを行う際には、ユニバーサルデザイン化を図るとともに、障がい者向け住戸の供給を検討する。

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
安全に通行できる歩道空間の確保	土木総務課	障がいのある人や高齢者などが安全に通行できる歩道空間を確保するため、既存歩道の段差切下げや点字・誘導ブロックの設置などを実施する。
無電柱化推進事業	道路計画課	障がいのある人や高齢者などが快適に歩ける歩行空間を確保するため、無電柱化や歩道新設などを推進する。

交通バリアフリー推進事業	都市交通政策課	バリアフリー新法や新潟市交通バリアフリー基本構想に基づき、交通事業者が管理する施設へのバリアフリー化を支援する。
福祉のまちづくり推進事業	障がい福祉課	障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」を進めるために、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき事前協議などにより、民間施設を含めたバリアフリーを図るとともに、心のバリアフリーを促進するため、一般市民への啓発事業を実施する。

(3) 緊急時支援体制の整備

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
身体障がい者あんしん連絡システム事業（再掲）	障がい福祉課	一人暮らしの在宅重度身体障がい者に、緊急通報装置を給付し、緊急時に24時間体制で受信センターによる出動やサービス提供機関への連絡調整を行う。
ファックス119及びひNet119緊急通報システム事業	指令課	聴覚や言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な人が、ファックスやスマートフォン等の簡単な操作により119番通報ができるシステムを運用する。

(4) 犯罪・消費者トラブルの防止

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
苦情処理・消費生活相談事業	市民生活課	消費生活に関する相談対応と苦情処理を行う。
消費者啓発情報提供事業	市民生活課	市政さわやかトーク宅配便などを通じ、悪質商法の手口や対処方法を説明する。

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進

(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
共生のまちづくり条例関連事業	障がい福祉課	「新潟市障がいのある人も共に生きるまちづくり条例」の周知・啓発を進めるとともに、障がい者アートなどを活用した「ともにプロジェクト」を実施する。

<p>基幹相談支援センター事業（再掲）</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>障がいのある人及びその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的にを行い、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図る。さらに、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域移行促進や権利擁護や虐待防止への取組等を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援機能の強化を図る。また、各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、乳幼児期における早期の支援体制を確立し、保護者の負担や不安の軽減を図り、ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。</p>
-------------------------	---------------	---

(2) 権利擁護の推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
<p>共生のまちづくり条例関連事業（再掲）</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>「新潟市障がいのある人も共にも生きまらちづくり条例」の周知・啓発を進めるとともに、障がい者アートなどを活用した「ともにもプロジェクト」を実施する。</p>
<p>基幹相談支援センター事業（再掲）</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>障がいのある人及びその家族に対して、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的にを行い、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図る。さらに、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援、地域移行促進や権利擁護や虐待防止への取組等を通じ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談支援機能の強化を図る。また、各基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを配置し、乳幼児期における早期の支援体制を確立し、保護者の負担や不安の軽減を図り、ライフステージに応じた継続的な支援を実現する。</p>
<p>成年後見制度利用支援事業</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>判断能力が充分ではない障がいのある人に対して、権利擁護及び法的地位の安定性を図るため、成年後見制度利用に係る費用を助成することにより、対象者の福祉の増進を図る。</p>
<p>成年後見支援センター事業</p>	<p>福祉総務課</p>	<p>相談員が成年後見制度の利用について電話や窓口で相談に応じるほか、弁護士・司法書士などによる専門家相談を実施する。また、制度の担い手を育成するための市民後見人養成研修を実施するほか、市民向けの研修会等において制度の広報・啓発を図る。</p>
<p>障がい者虐待防止対策事業</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>障がい者虐待の通報・届出の受理、相談・指導・助言、広報を行う市町村障がい者虐待防止センターの設置や一時保護をはじめとする個別支援を実施する。</p>

(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
<p>共生のまちづくり条例関連事業（再掲）</p>	<p>障がい福祉課</p>	<p>「新潟市障がいのある人も共にも生きまらちづくり条例」の周知・啓発を進めるとともに、障がい者アートなどを活用した「ともにもプロジェクト」を実施する。</p>

福祉のまちづくり推進事業（再掲）	障がい福祉課	障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすい「福祉のまちづくり」を進めるために、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき事前協議などにより、民間施設を含めたバリアフリーを図るとともに、心のバリアフリーを促進するため、一般市民への啓発事業を実施する。
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（再掲）	こころの健康センター	精神障がい者が、住み慣れた地域で、本人の望む充実した生活を営めるよう保健、医療、福祉等の関係機関の連携体制の構築を図り、入院患者の地域移行、並びに、精神障がい者が地域の一員として自分らしい生活を継続するための支援体制の整備を行う。

(4) 福祉教育の推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
福祉読本の作成（再掲）	学校支援課	福祉に関する理念や現状、共生のまちづくりに向けた新潟市の取組などを分かりやすく解説した新潟市福祉読本を作成し、市内小・中学校等に電子データで配布する。
交流及び共同学習の実施	学校支援課	障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に参加する活動において、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育む。

(5) ボランティア活動の支援・推進

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
障がい者福祉センター事業（再掲）	障がい福祉課	在宅の障がいのある人に対し、創作的活動やレクリエーションなどのサービスを提供するほか、浴室・プール・娯楽室の自由利用事業などを行う。 また、手話や要約筆記、点字等の基礎的な技術を学ぶ講習会を開催し、聴覚障がい者や視覚障がい者等と意思疎通を図ることができると期待できる人材を育成し、もって、聴覚障がい者や視覚障がい者等の自立と社会参加の推進を図る。

7 行政等における配慮の充実

(1) 選挙等における配慮等

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
選挙公報の点字版・音声版の配布	選挙管理委員会	視覚障がい者や視力の弱い選挙人へ選挙に関する情報を提供するため、新潟市議会議員選挙や新潟市長選挙の選挙公報の点字版や音声版（ダイジー版・一般CD版）を作成し、対象者へ郵送する。
不在者投票制度の広報	選挙管理委員会	投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会の確保を進めるため、郵便等による不在者投票（一定の障がいのある選挙人等が対象）や指定病院等での不在者投票（病院・老人ホーム等）に入院・入所している選挙人が対象）等の制度について、市報やホームページ等を通じて広報を行う。

投票所の投票票環境の整備	選挙管理委員会	障がいのある人や高齢者が安全に投票できるようにするため、投票所となる施設の段差解消用スロープの設置や設置ができない場合の人的介助支援、車いすや車いす対応記載台の設置、点字器等投票設備の設置を行う。
投票所での適切な支援に関する事務要領の作成	選挙管理委員会	障がいの状態等に応じた対応の基本や配慮が必要な事項等をまとめたマニュアルを作成し、投票事務従事者へ周知する。

(2) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修	人事課	新採用職員研修や新任課長研修、窓口接遇研修などの職員研修において、障がいを理由とする差別的禁止及び合理的配慮の提供について周知徹底を図る。

計画の推進に向けて

事業・施策名	担当課	事業又は施策の概要
障がい者地域自立支援協議会の運営（再掲）	障がい福祉課	障がい者地域自立支援協議会、相談支援連絡会等を設置・運営し、地域の障がい福祉に関する関係機関のネットワーク構築を行うとともに、困難事例への対応等の協議を行う。
障がい者施策審議会の運営	障がい福祉課	障がい者計画等の策定・見直しに係る意見の聴取や、障がい者施策の推進について必要な事項の調査審議等を行い、その政策の実施状況について監視する。

資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画策定経過

実施年月	会議名・実施事業等	主な内容
令和2年6月24日	新潟市議会市民厚生常任委員協議会	次期計画の策定、計画スケジュールについて報告
令和2年7～9月	障がい者全般・障がい児を対象としたアンケート調査	アンケート調査の実施
令和2年8月28日	第1回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	次期計画の策定について、計画スケジュール
令和2年9月1日	第1回新潟市障がい者施策審議会	現行計画の振り返り、次期計画の構成、計画スケジュール、アンケート調査について
令和2年9月4日	第1回新潟市子ども・子育て会議	次期計画の策定、計画スケジュールについて報告
令和2年10月12日	新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会	次期計画の策定、計画スケジュールについて報告
令和2年10月21日	第2回新潟市障がい者施策審議会	アンケート結果、計画素案の策定・検討
令和2年11月5日	第2回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	アンケート結果、計画素案の策定・検討
令和2年11月16日	第3回新潟市障がい者施策審議会	計画素案の策定・検討

実施年月	会議名・実施事業等	主な内容
令和2年12月3日	第4回新潟市障がい者施策審議会	計画素案の策定・検討、パブリックコメントの実施について
令和2年12月15日	新潟市議会市民厚生常任委員協議会	パブリックコメントの実施について報告
令和2年12月21日 ～令和3年1月19日	パブリックコメントの実施	計画素案に係るパブリックコメントの実施
令和3年1月14日	第3回新潟市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会	計画素案の策定・検討、パブリックコメントの実施について
令和3年2月3日	第5回新潟市障がい者施策審議会	パブリックコメントの結果について、計画案の説明・承認
令和3年3月15日	新潟市障がい者地域自立支援協議会全体会	計画完成の報告
令和3年3月17日	第6回新潟市障がい者施策審議会	計画完成の報告
令和3年3月23日	2月新潟市議会定例会	計画完成の報告
令和3年3月29日	新潟市社会福祉審議会全体会、新潟市精神保健福祉審議会	計画完成の報告

(2) 新潟市障がい者施策審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、新潟市障がい者施策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

※新潟市障がい者施策審議会条例の内容は、令和3年2月時点のものです。

(3) 新潟市障がい者施策審議会委員名簿

(※令和3年2月現在 敬称略)

区分	分野	所属等	氏名	備考
障がい者団体	身体障がい (視覚)	(福)新潟県視覚障害者福祉協会	副理事長 クリカワ 栗川 オサム 治	
	身体障がい (聴覚)	NPO 法人 新潟市ろうあ協会	厚生福祉部長 インカワ 石川 ジュンコ 順子	
	身体障がい (肢体不自由)	新潟市身体障害者福祉協会連合会	会長 サトウ 佐藤 セイジ 清治	会長代理
	知的障がい	新潟地区手をつなぐ育成会	副会長 トミタ 富田 ヨウコ 洋子	
	精神障がい	NPO 法人 にいがた温もりの会 地域活動支援センター温もりハウス	施設長 タカイ 高井 タカエ 考江	
	発達障がい	NPO 法人 にいがた・オーティズム	理事長 カクダ 角田 チサト 千里	
	難病	全国パーキンソン病友の会新潟県支部	会長 モガミ 最上 ノリオ 憲夫	
障がい福祉事業者	通所施設	(福) 愛宕福祉会 デイアクティブティセンターはろはろ	施設長 ミナミ 南 ユリコ 由里子	
	入所施設	(福) 新潟太陽福祉会 太陽の村	園長 キクチ 菊地 ヤスハル 康晴	
	相談支援事業者	新潟市障がい者基幹相談支援センター中央	主任相談員 カワモト 川本 マキコ 眞貴子	
学識経験者・ 関係行政機関	医師	(一社)新潟市医師会	理事 クマガイ 熊谷 ケイイチ 敬一	
	歯科医師	(一社)新潟市歯科医師会	理事 マツイ 松井 ダイスケ 大介	
	教育	新潟大学	教授 ア리카ワ 有川 ヒロユキ 宏幸	会長
	就労	新潟公共職業安定所	所長 ヒラサキ 平崎 コウイチ 公一	
他 その	関係機関	新潟市障がい者地域自立支援協議会	委員 ヒロオカ 広岡 ユウジ 優次	

2 用語集

ア行

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略。IT とほぼ同義の意味を持ち、通信技術を活用して人と人が繋がる技術のこと。

IT（情報技術）

Information Technology の略。コンピューターやソフトウェアなど、情報技術をまとめた呼び方。

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み。

ウェブアクセシビリティ

障がいのある人や高齢者などを含む全ての利用者が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なくウェブで提供されている情報にアクセスして利用できること。

カ行

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族からのさまざまな相談を受け止め、総合的な支援を行う相談機関。地域移行・地域定着促進に関することや、権利擁護、虐待防止、差別解消相談なども行う。市内 4 か所に設置。障害者総合支援法では、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされる。

強度行動障がい

直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等が通常考えられない頻度と形式で出現し、様々な養育上の努力はしていても、行動面の問題が継続している状態。

グループホーム

障がいのある人が、世話人等から相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を行い、地域において自立生活していくための暮らしの場。

口腔保健福祉センター

市民の口腔保健の向上を目的として設置されている。休日の急患歯科診療を行うほか、地域の歯科診療所で治療が難しい、障がいのある人や高齢者を対象とした歯科診療や、口腔に関する相談などを行う。

高次脳機能障がい

脳血管障がいや頭部外傷で脳が損傷されたために、言語、行為、記憶、注意、認知、思考、学習、コミュニケーションなど、社会生活を行う上で重要な機能が障がいされた状態。

サ行

児童相談所

児童福祉法に基づき、関係機関と連携しながら、子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもの置かれた状況等を把握し、個々の子どもや家庭に対して援助を行い、子どもの福祉を図る機関。

児童発達支援センター「こころん」

発達が気になる就学前の児童やその保護者、関係施設職員を対象に、通所支援や発達相談、地域支援などの専門的な支援を行う福祉型児童発達支援センター。本市の中核的な児童発達支援機関として、関係機関と連携し幼少期からの切れ目のない支援を行う。平成 27 年 4 月設置。

自閉症

3 歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわる、などを特徴とする行動の障がいのこと。最近では、症状が軽くても自閉症と同質の障がいがある場合、自閉スペクトラム症と呼ばれることもある。(スペクトラムとは「連続体」の意味。)

手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う者。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う者。平成23年度から試験制度を導入。

障がい者地域自立支援協議会

障がいのある人への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成し、市町村が設置するもの。

機能として、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもの。

障害者の雇用の促進等に関する法律（略称：障害者雇用促進法）

障がいのある人の職業生活における自立促進のための措置を総合的に講じ、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。障がいのある人の法定雇用率などを規定している。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）

障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患の外来通院にかかる医療費（薬剤費、検査、デイケアの費用も含む）の自己負担を軽減する制度のこと。

身体障がい者更生相談所

身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者に関する専門的な相談や、更生医療・補装具についての判定などを行う機関。

スペシャルオリンピックス

知的障がい者に様々なスポーツトレーニングとその成果の場である競技会を、年間を通して提供するスポーツ組織のこと。アメリカで生まれ、現在は、オリンピックと同じように、夏季世界大会と冬季世界大会が4年ごとに開催されている。

精神科救急医療

休日・夜間において、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、精神科医療機関に受診を必要とする方のため、精神科医療機関の輪番による救急体制を確保するとともに、救急隊等に医療機関の情報を提供する精神科救急情報センターや、市民からの相談に対応する精神医療相談窓口を運営し、精神科救急医療体制を確保している。

精神保健福祉センター

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県と政令指定都市に設置される精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るための機関。正しい知識の普及啓発と調査研究、複雑困難なケースの相談指導などを行う。「こころの健康センター」組織のうち、グループ制部門が精神保健福祉センター機能を担っている。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、契約等の内容について判断能力が十分でない人を保護するための制度。

全国障害者スポーツ大会

障がいのある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、人々の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的とする、国内最大の障がい者スポーツの祭典。2001年から、国民体育大会終了後に同じ開催地で毎年行われている。

タ行

地域活動支援センター

障がいのある人が通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を受けることができる施設のこと。旧障害者自立支援法によって新たに制度化されたものであり、現在は障害者総合支援法によって定められている。従来の小規模作業所の多くが地域活動支援センターに移行している。

知的障がい者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者に関する専門的な相談や、医学的・心理学的な判定などを行う機関。

特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

【対象障がい種】

知的障がい者、肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障がい者、自閉症・情緒障がい者

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

ナ行

新潟市交通バリアフリー基本構想

「交通バリアフリー」とは、駅やバスターミナルなどの旅客施設と、その周辺の道路、駅前広場、信号機などを一体的に整備することであり、新潟市では、新潟万代・万代島・白山・寺尾・内野・亀田の6地区を重点整備地区としている。

新潟市障がい者雇用支援企業ネットワーク “みつばち”

障がい者雇用に取り組む企業と企業を支援する福祉・教育等関係機関によるネットワーク。平成26年2月に発足。障がい者雇用に関するセミナー、見学会の開催、企業認定制度の企画等を新潟市と協働で行っている。

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」

障がいのある人の就労支援及び企業の障がい者雇用支援を行う拠点施設。平成25年10月に新潟市総合福祉会館内に開所。

農福連携

農業者や農協等の農業分野と社会福祉法人や NPO 法人等の福祉分野が連携をすることで、障がいのある人等の働く場所づくり、あるいは生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。

八行

発達障がい

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの脳機能の障がいであり、通常低年齢において症状が発現するもの、と定義されている。

発達障がい支援センター

発達障がいへの早期の気づき、早期の発達支援等に資するため、発達障がい者とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。「新潟市発達障がい支援センターJOIN（ジョイン）」がある。また、県内では、「新潟県はまぐみ小児療育センター」に附置されている「RISE（ライズ）」がある。

発達障害者支援法

発達障がいへの早期の気づきし、発達支援を行うことに関する国や地方自治体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の生活全般にわたる支援に関することを定めた法律。平成17年に施行された。

はまぐみ小児療育センター

県立はまぐみ小児療育センター。児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センターであり、医療法に基づく病院でもある。また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスも実施している。さらに、障がい児の早期気づき・療育システムにおける県下の中核的診断・療育機関として位置づけられている。

パラリンピック

身体障がい者を対象とした国際的な競技大会のなかで世界最高峰の障がい者スポーツ大会。オリンピックと同じ年に同じ場所で開催される。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去ということが多いが、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている、社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ビッグデータ

インターネットや機器などを介して蓄積され、従来のデータ管理システムでは保存、解析が難しい膨大で複雑なデータ。

ペアレントトレーニング

発達障がいのある子どもの親が自分の子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や適切な対応を学ぶための支援。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを持つ親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

マ行

まちなかほっとショップ

市内 27 か所の障がい福祉施設で作った食料品・工芸品・日用品などを展示・販売を行う場所として、平成 18 年 9 月に開設。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

バリアフリーが、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

身体障がい者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得し、「要約筆記者」として登録された者。

要約筆記奉仕員

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う者。要約筆記とは、聴覚障がい者のための意思疎通を図る手段の一つで、話し手の内容をつかんで、それを文字にして聴覚障がい者に伝達するもの。

ラ行

リハビリテーション

障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す、総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がいのある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と参加を目指す考え方。

3 障がいのある人全般を対象としたアンケートの概要及び結果

(1) アンケート概要

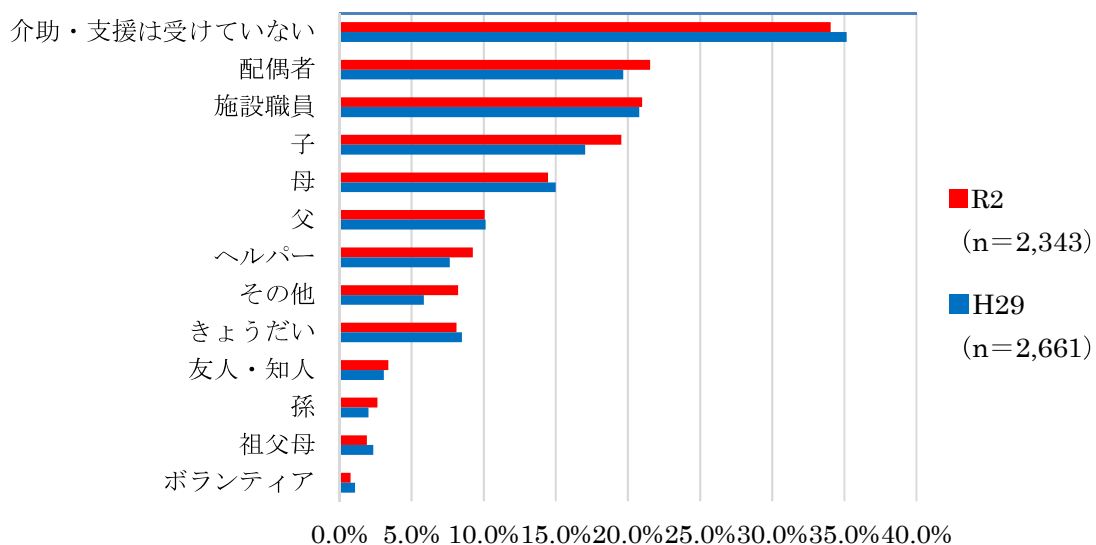
- ・対象者：障がい者手帳所持者等（49,673人）
- ・抽出者：対象者を母数として1割を無作為抽出（4,966人）
- ・期間：令和2年8月7日～8月28日
- ・方法：郵送
- ・回収率：47.2%（H29調査：54.2% H26調査：54.4% H23調査：62.0%）
- ・内訳：

区分	対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
身体	29,130	2,913	1,466	50.3%	身体障害者手帳所持者から抽出
知的	5,707	570	271	47.5%	療育手帳所持者から抽出
精神	7,454	745	308	41.3%	精神障害者保健福祉手帳所持者から抽出
発達	1,271	127	10	7.9%	JOIN利用者から抽出（※）
難病	6,111	611	288	47.1%	特定医療費受給者から抽出
合計	49,673	4,966	2,343	47.2%	

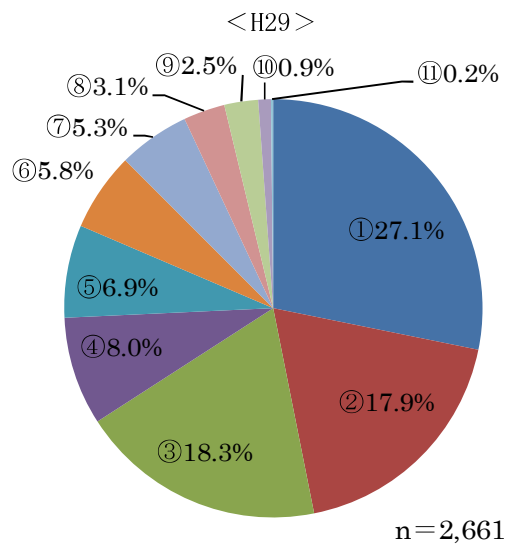
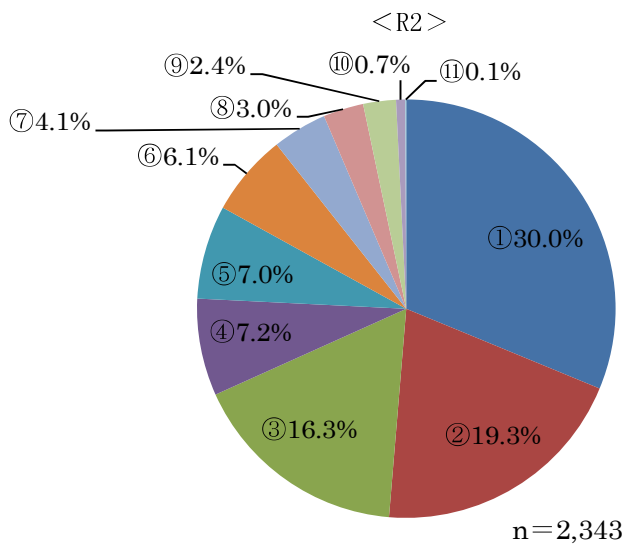
※JOIN（新潟市発達障がい支援センター）の令和元年度利用者から1割を抽出

(2) 項目別回答状況

問1 あなたは普段の生活で誰から介助・支援を受けていますか。（複数回答）



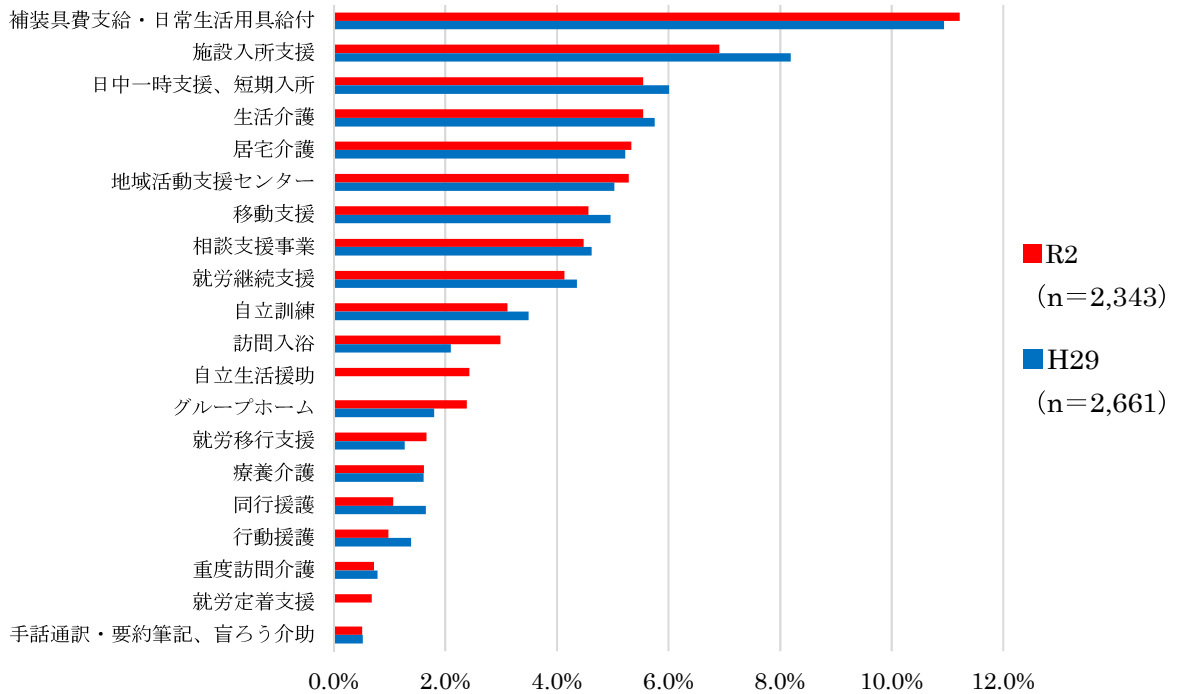
問2 あなたは普段、平日の昼間をおもにどのように過ごしていますか。



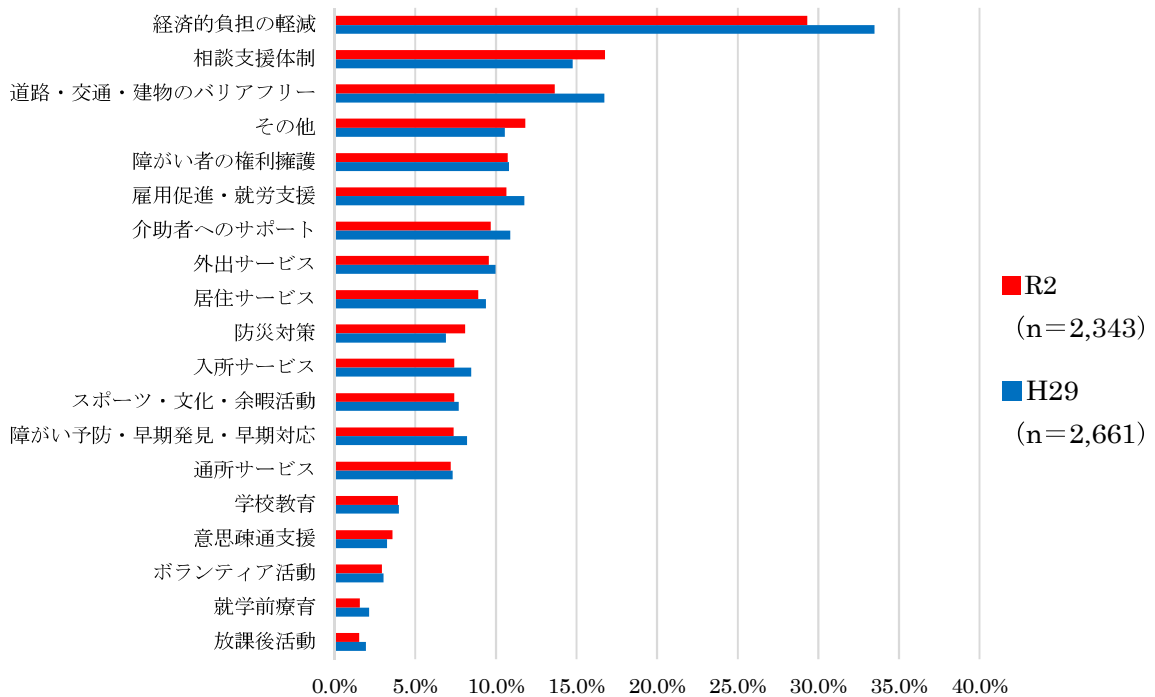
- ① 特に何もしていない
- ② その他
- ③ 自宅で家事手伝
- ④ 正社員として働く
- ⑤ 非正規社員で働く
- ⑥ 就労支援施設

- ⑦ 就労支援施設以外の施設
- ⑧ 教育機関で学ぶ
- ⑨ 自宅で収入のある仕事
- ⑩ 就職活動
- ⑪ 職業訓練

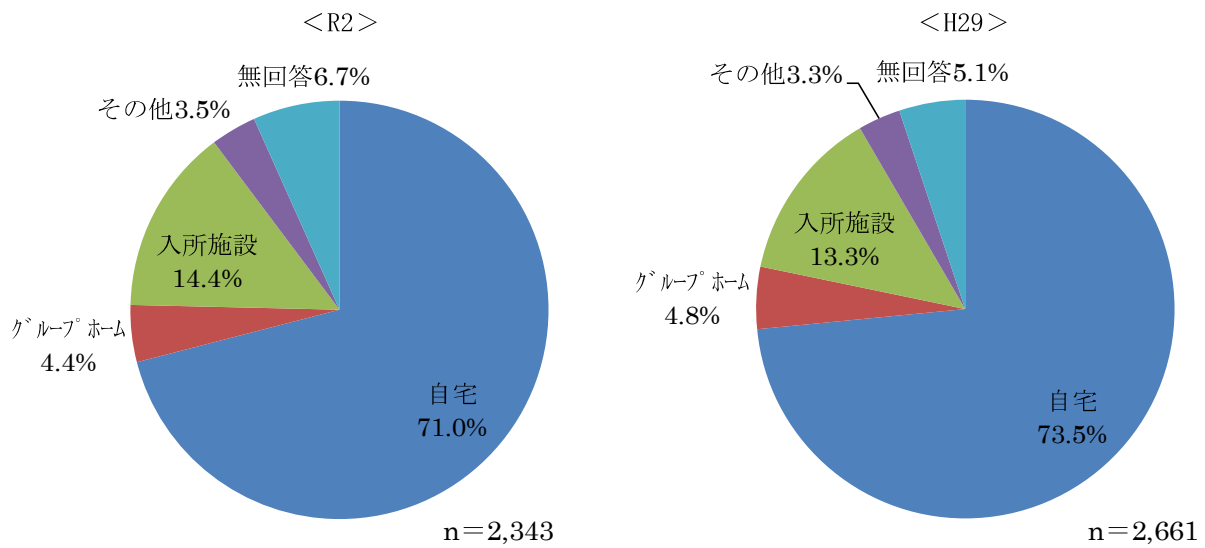
問3 あなたが現在利用している福祉サービスは何ですか。(複数回答)



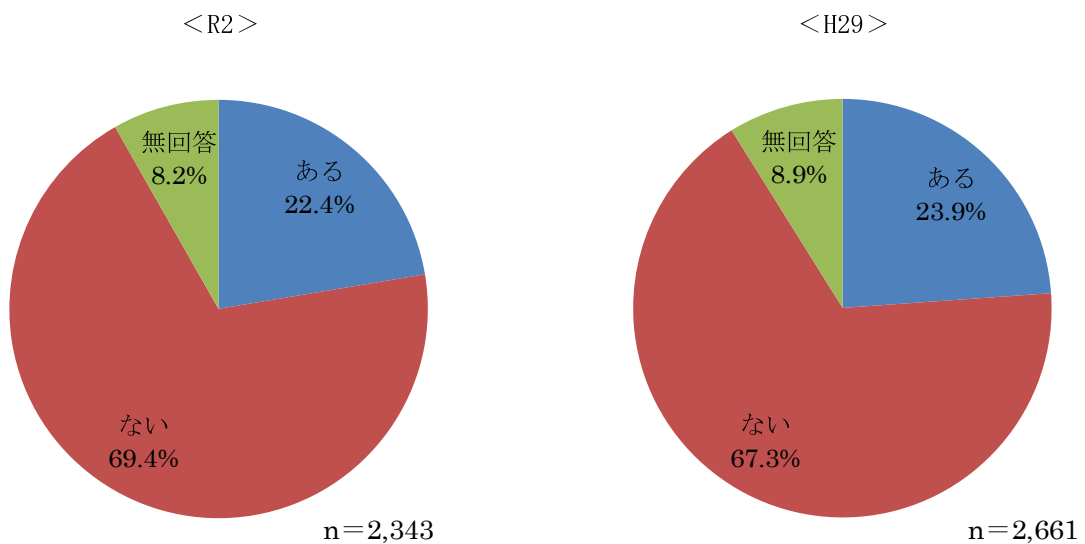
問4 新潟市の障がい福祉施策の中で、あなた自身が改善ないし拡充してほしいと思うことはありますか。(複数回答)



問5 あなたは将来、どのような場所で暮らしたいと思いますか。

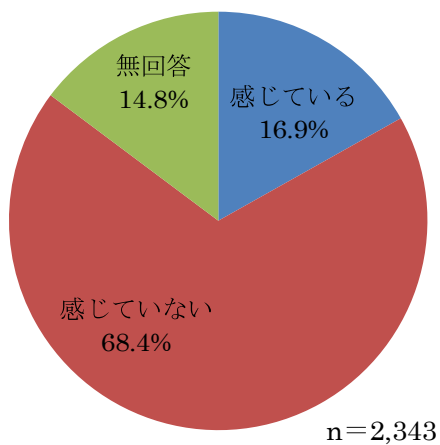


問6 あなたは障がい理由として差別・暮らしにくさを感じたり、いやな思いをしたりしたことがありますか。



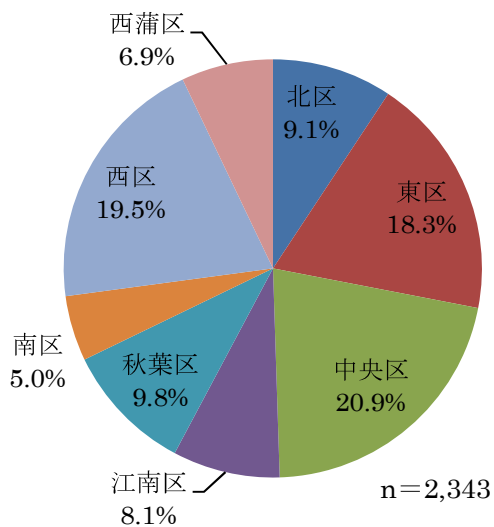
問7 あなたは普段の生活や利用している福祉サービスで不便を感じていますか。

<R2>

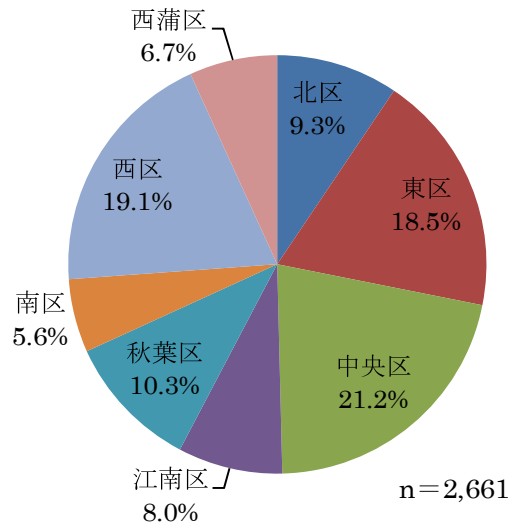


問8 あなたの現在のお住まいの区はどこですか。

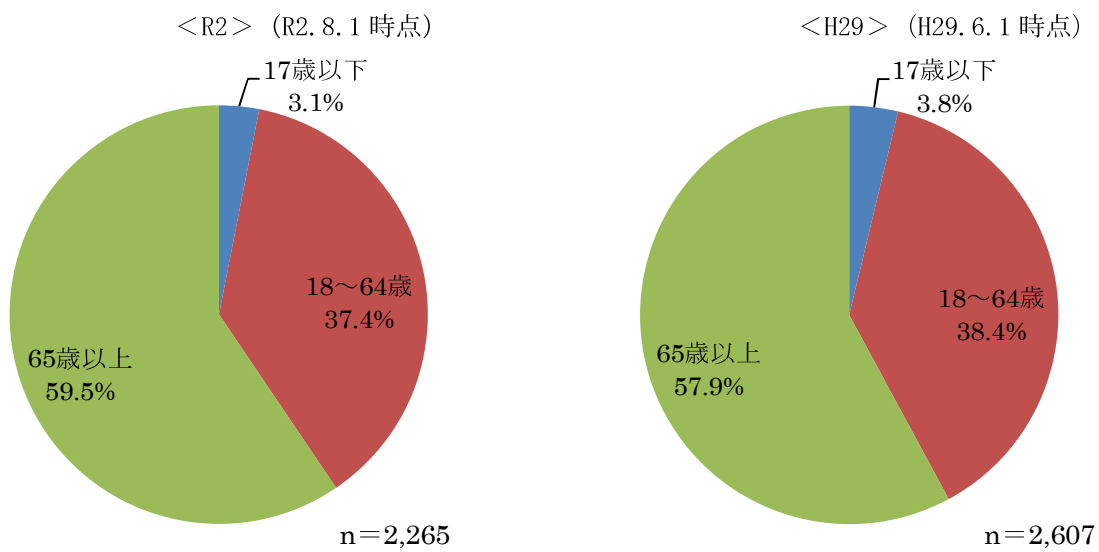
<R2>



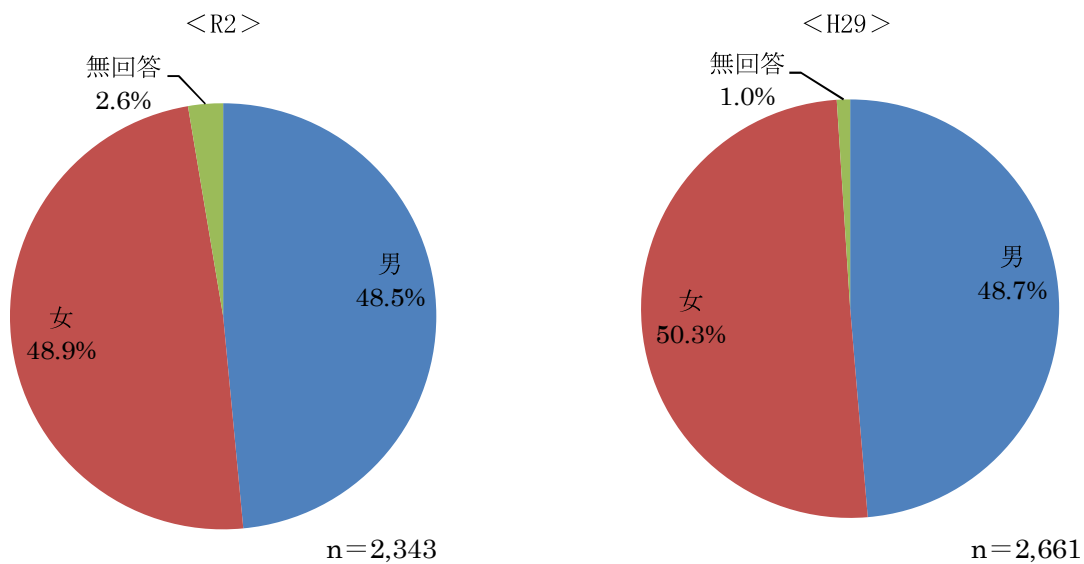
<H29>



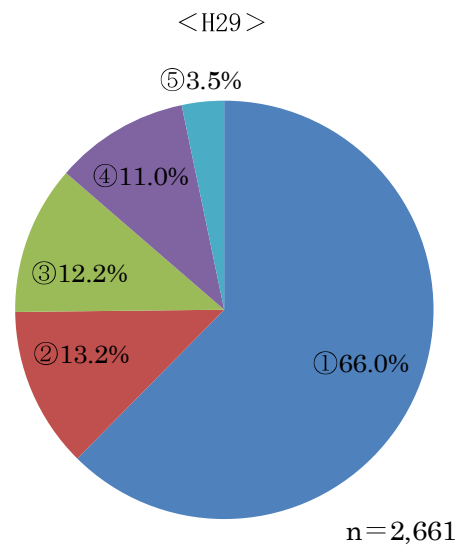
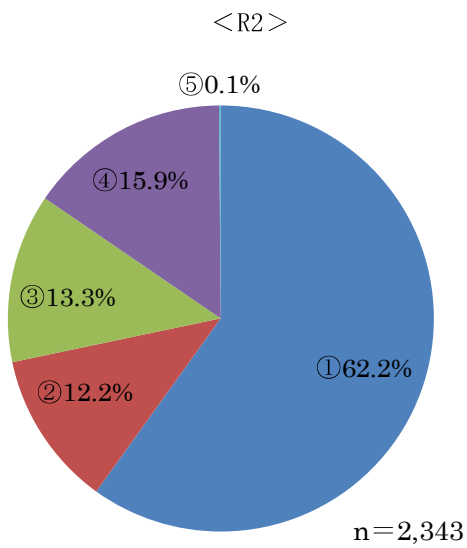
問9 あなたの年齢を教えてください。



問10 あなたの性別を教えてください。

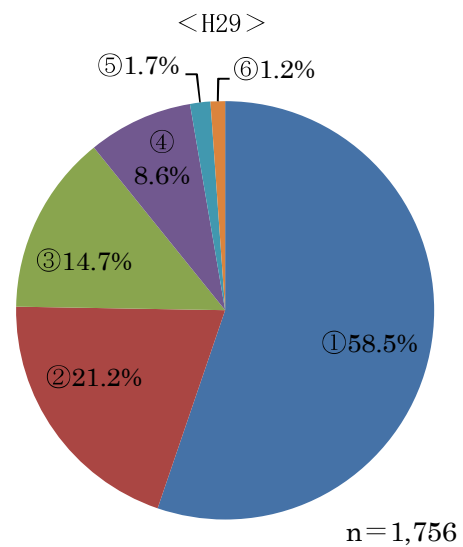
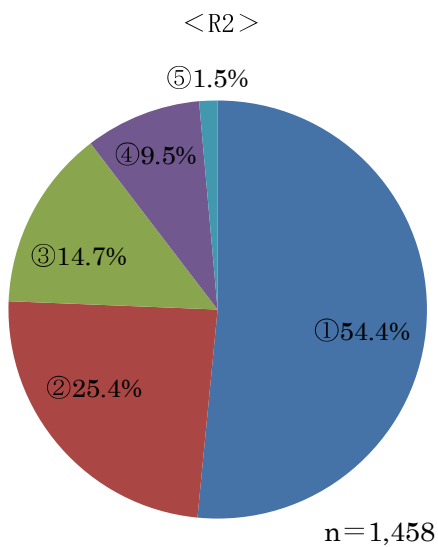


問 11 あなたがお持ちの手帳の種類と等級について教えてください。



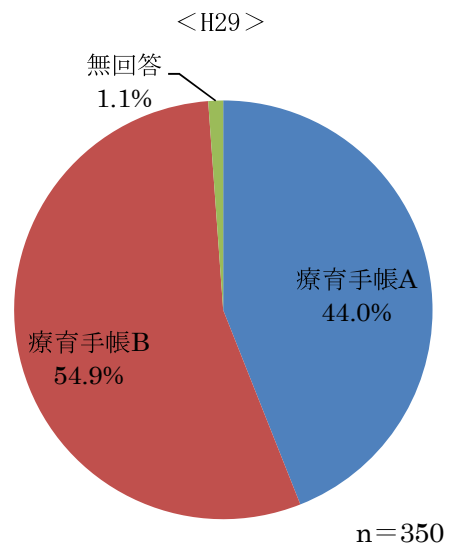
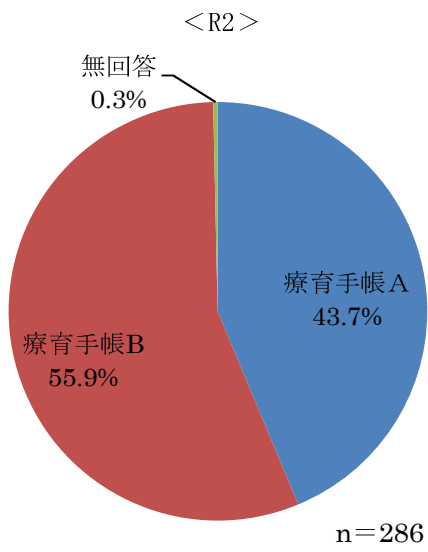
- ①身体障害者手帳
- ②療育手帳
- ③精神障害者保健福祉手帳
- ④手帳は持っていない
- ⑤無回答

(身体障害者手帳の内訳)

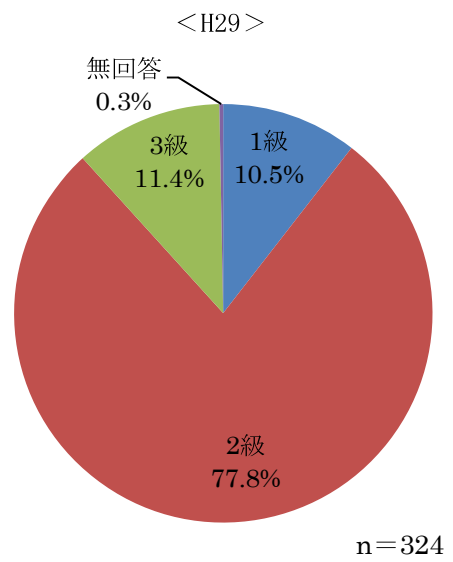
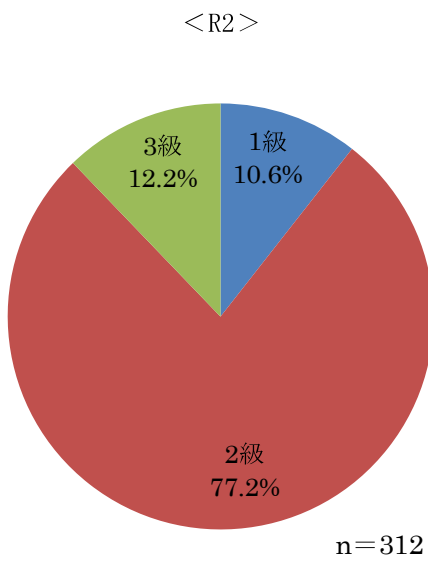


- ①肢体不自由
- ②内部障がい
- ③視覚障がい
- ④聴覚または平衡機能障がい
- ⑤音声・言語・そしゃく機能障がい
- ⑥無回答

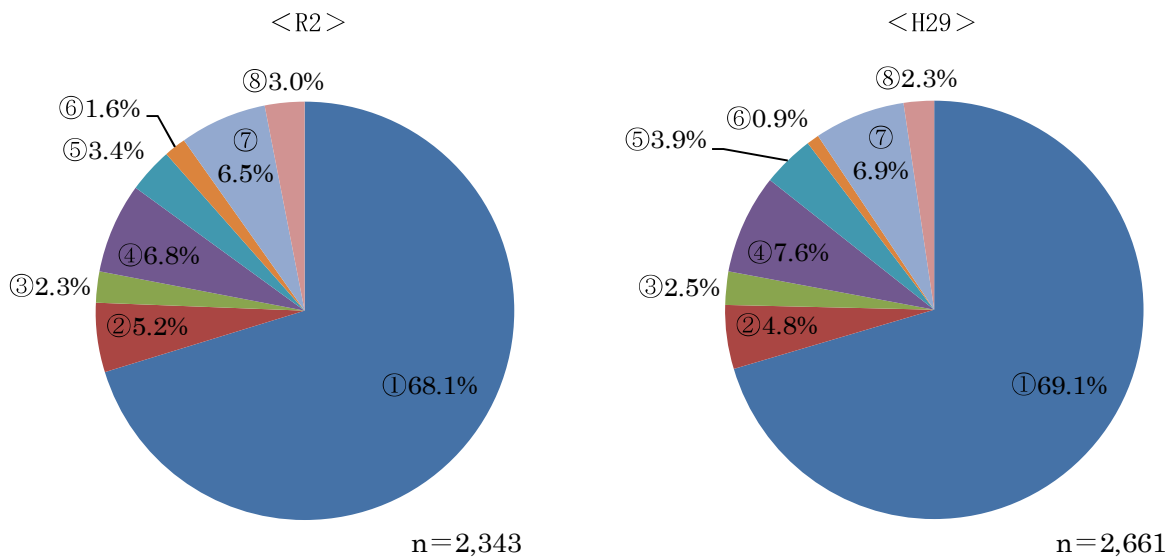
(療育手帳の内訳)



(精神障害者保健福祉手帳)

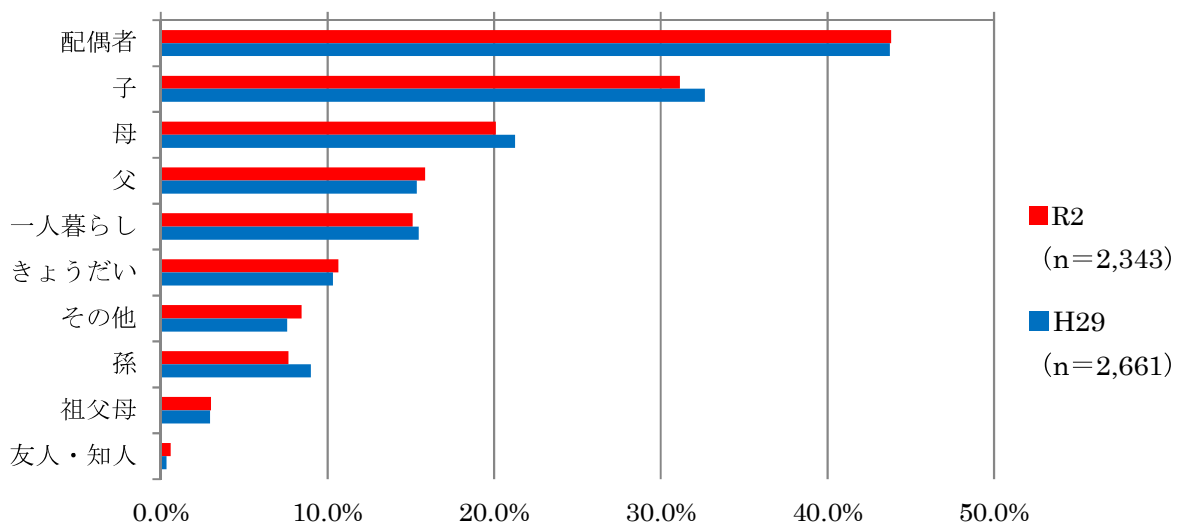


問 12 あなたの現在のお住まいは次のどれでしょうか。

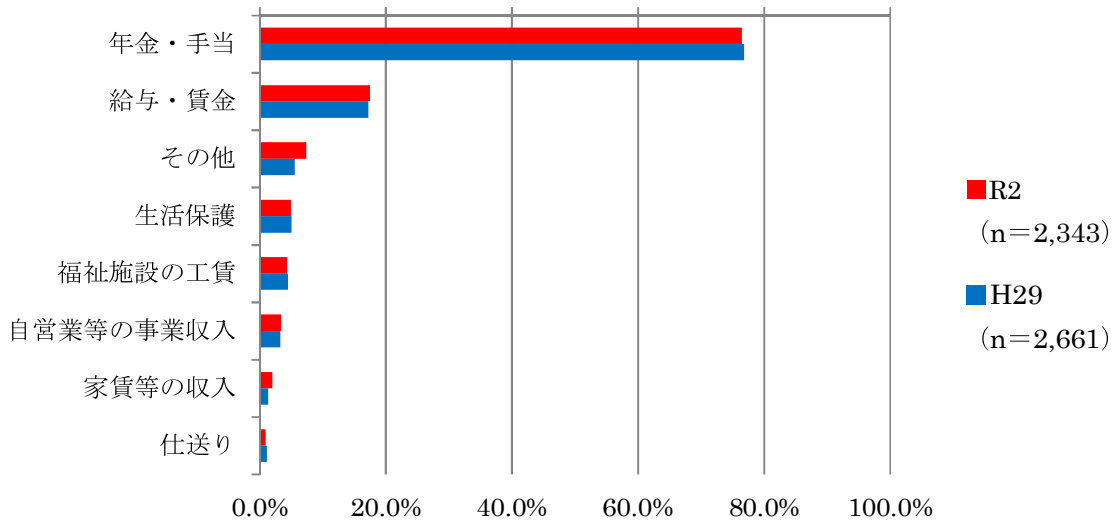


- ①持ち家（戸建）
- ②持ち家（アパート・マンション）
- ③民間賃貸住宅（戸建）
- ④民間賃貸住宅（アパート・マンション）
- ⑤公営住宅
- ⑥グループホーム
- ⑦入所施設
- ⑧その他

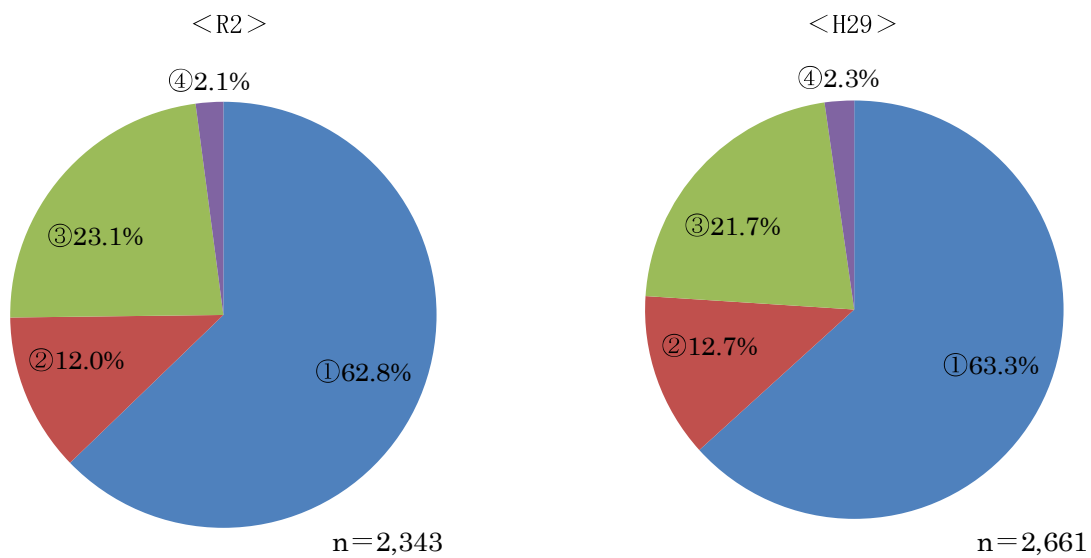
問 13 あなたが現在一緒に住んでいる方はどなたですか。（複数回答）



問 14 あなたが得ている収入源は次のうちのどれでしょうか。(複数回答)

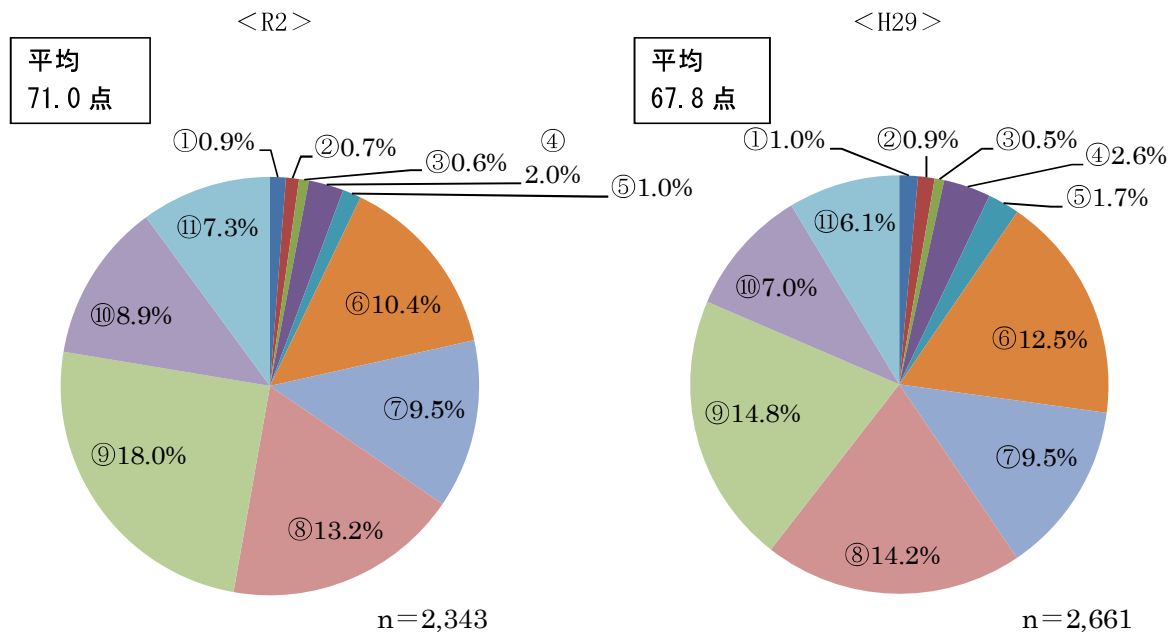


問 15 この調査票の回答と記入はどなたが行いましたか。



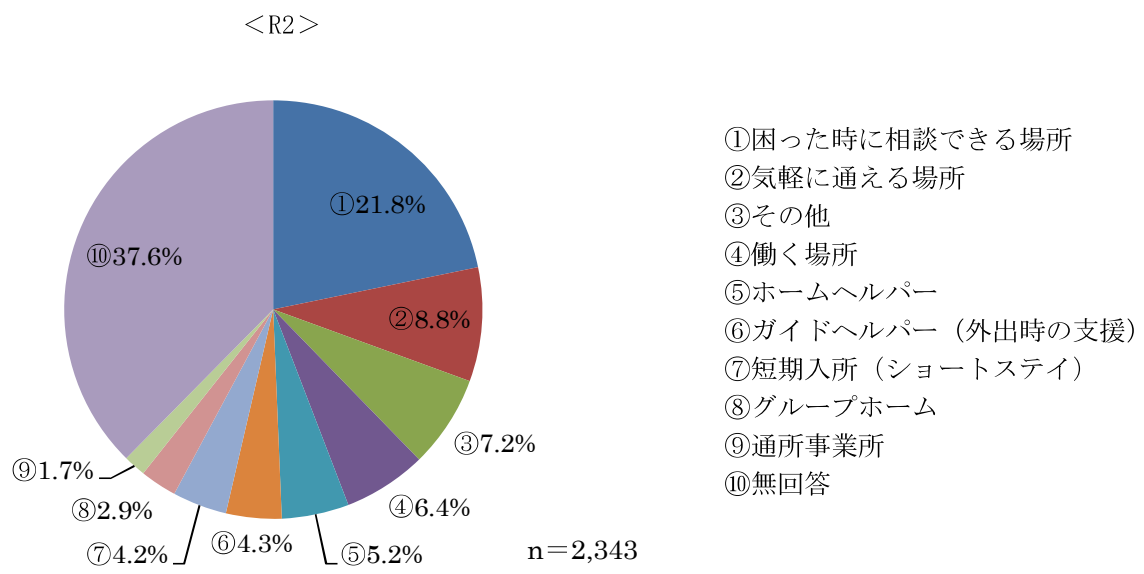
- ①自分自身が回答して記入
- ②自分自身が回答して家族や介助者が記入
- ③家族や介助者が回答して記入
- ④無回答

問 16 新潟市の今の障がい者施策全般について、あなたの満足度を 100 点満点であらわすと何点になるでしょうか。

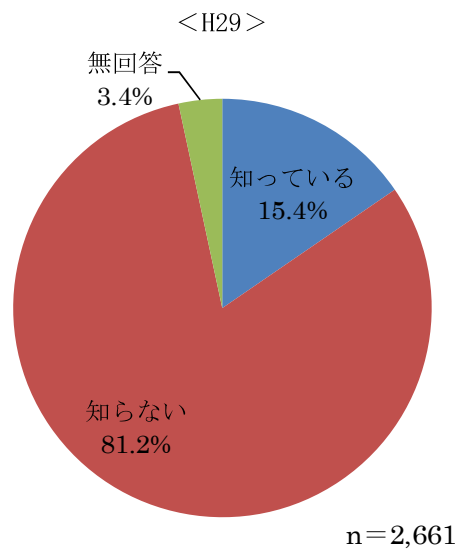
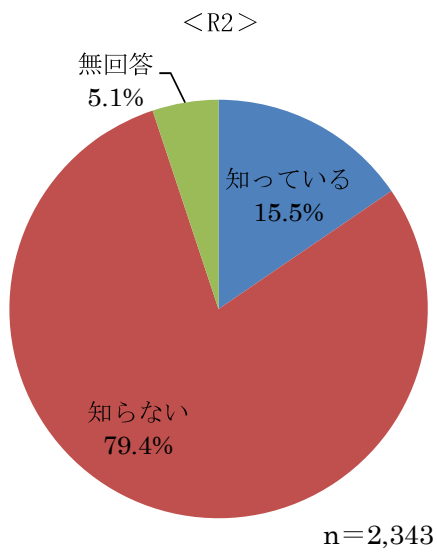


- ① 0～9 点 ② 10～19 点 ③ 20～29 点 ④ 30～39 点 ⑤ 40～49 点 ⑥ 50～59 点
- ⑦ 60～69 点 ⑧ 70～79 点 ⑨ 80～89 点 ⑩ 90～99 点 ⑪ 100 点

問 17 あなたが今お住まいの地域で安心して生活していくために必要なことはありますか。



問 18 「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の認知度



4 障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケートの概要及び結果

(1) アンケート概要

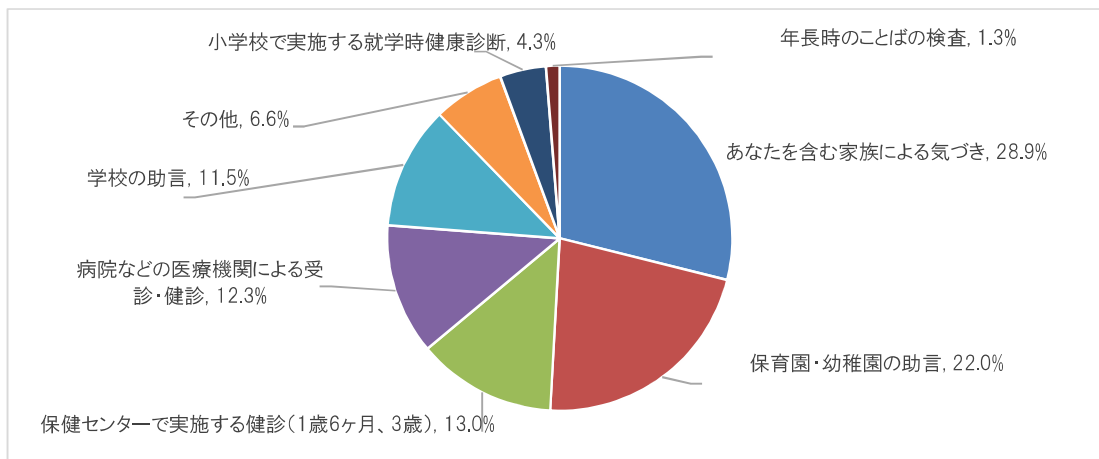
- ・対象者：特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の児童・生徒（2,782人）
新潟市立児童発達支援センターこころん（以下「こころん」という。）の利用者（740人）
新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「はまぐみ」という。）の利用者（20人）
- ・抽出者：対象者を母数として概ね1割を学校等の単位で抽出（576人）
- ・期 間：令和2年7月14日～9月18日
- ・方 法：学校等で配布・回収
- ・回収率：75.2%（H29調査：66.9%）
- ・内訳：

区分		対象者 (人)	抽出者 (人)	回答数 (人)	回収率	備考
特別支援学級	小学校	1,494	305	239	78.4%	
	中学校	567	104	74	71.1%	
通級指導教室	小学校	438	50	34	68.0%	
	中学校	46	5	4	80.0%	
特別支援学校	小学校	147	16	16	100.0%	
	中学校	90	11	10	90.9%	
こころん		740	85	56	65.9%	両施設分をまとめて集計
はまぐみ		20				
合計		3,542	576	433	75.2%	

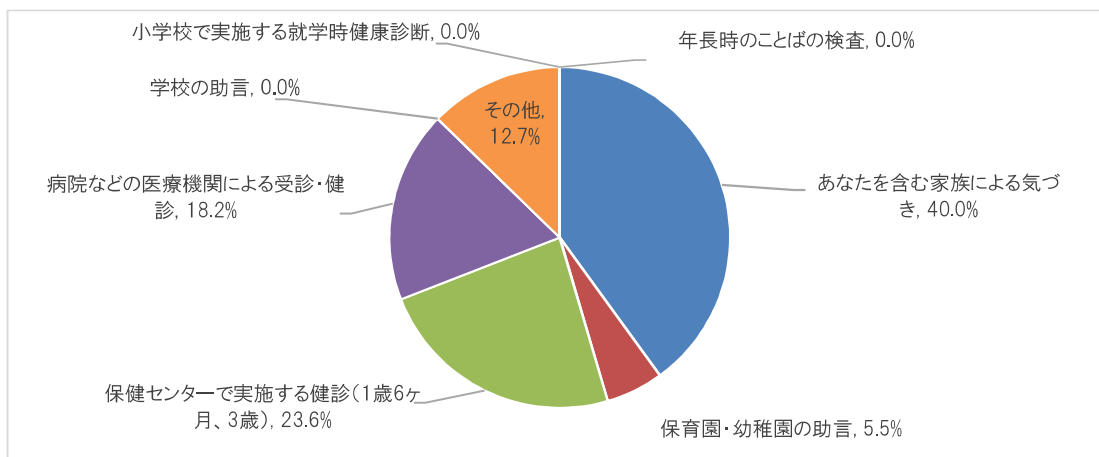
(2) 項目別回答状況

問1 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか。(複数回答)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=377)

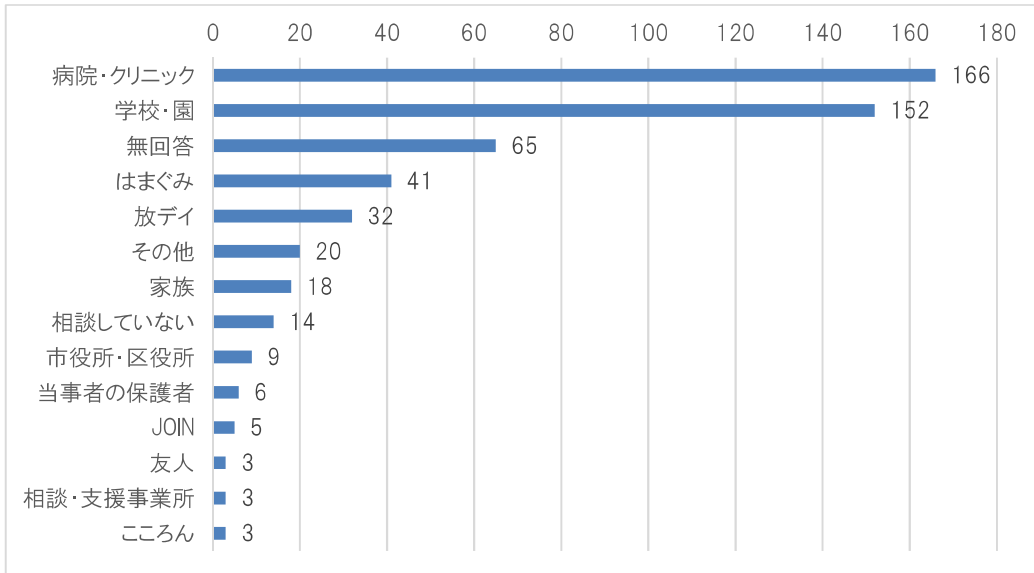


(2) こころん 及び はまぐみ (n=56)

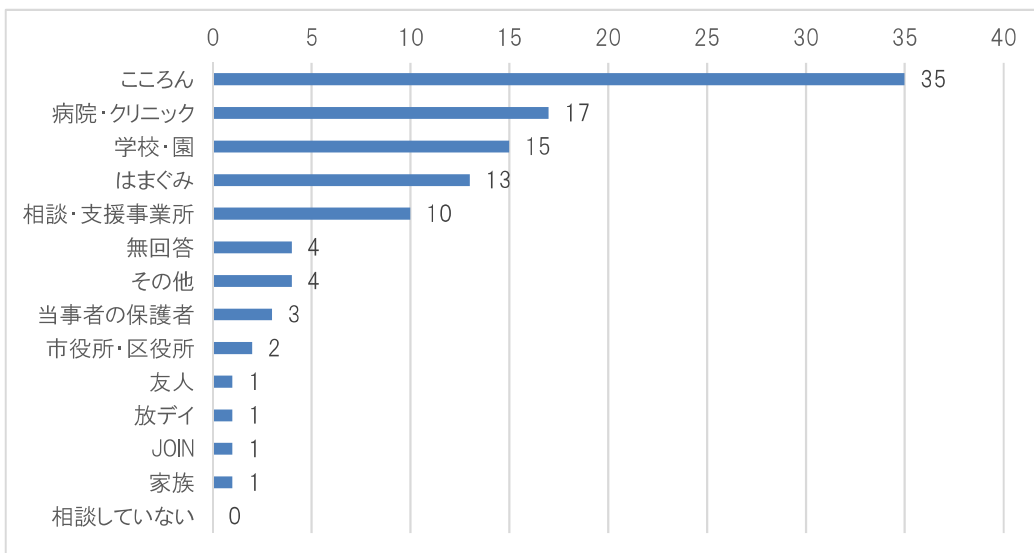


問2 あなたやお子さんは、現在どこに（誰に）相談をしていますか。（複数回答）

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校（n=377）



(2) こころん 及び はまぐみ（n=56）



問3 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか。
(自由意見)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=201)

内容	件数
周りのサポートや見守り	86
障がいに対するの周囲の理解	71
相談体制の充実	30
通学に関する支援	24
質の高い療育が受けられる施設	22
必要ない	21
自立生活に向けた指導	18
学校以外で障がいのある子どもたちが気軽に集える場所	18
自立生活に向けた制度等の環境整備	15
わからない	6
その他	48

(2) こころん 及び はまぐみ (n=39)

内容	件数
施設の充実	12
障がいに対するの周囲の理解	9
周りのサポートや見守り	7
相談体制の充実	5
自立生活に向けた制度等の環境整備	3
送迎に関する支援	2
経済的な支援	2
必要ない	2
自立生活に向けた支援	1
その他	8

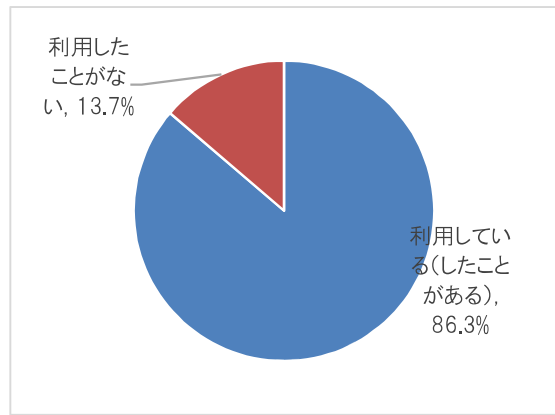
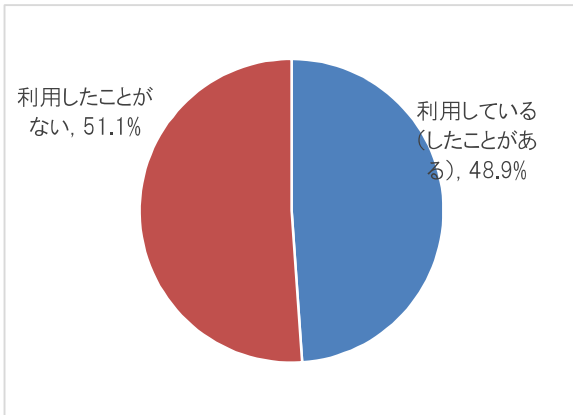
《自由意見の集計方法について》

1つの自由意見に複数の内容区分に分かれる意見がある場合は、それぞれを1件とカウントしているため、件数の合計と意見数の合計(n)が一致しない。以下、自由意見の集計方法について同様。

問4 お子さんは福祉サービスを利用していますか。また利用したことがありますか。

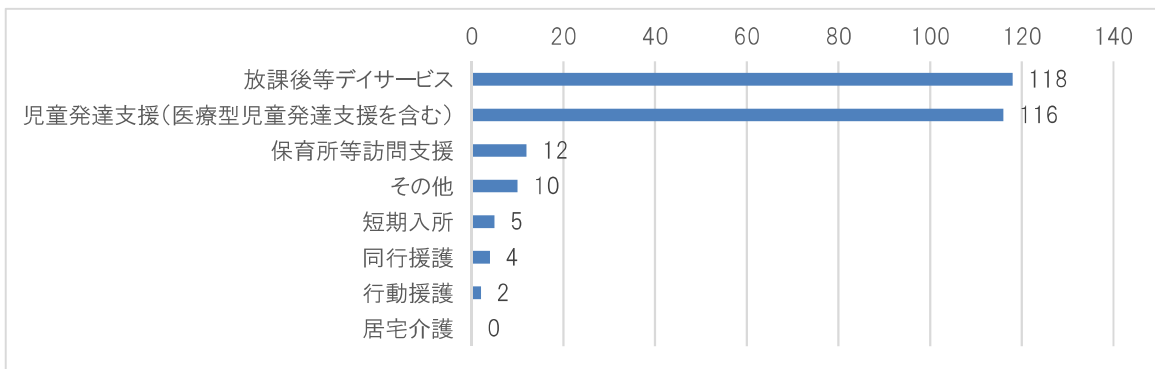
(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=377)

(2) こころん 及び はまぐみ (n=56)

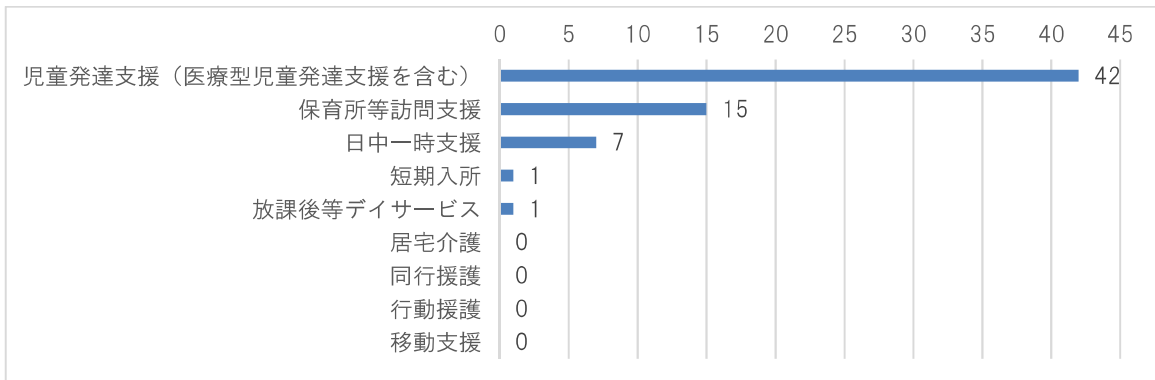


問4-2 利用している(していた)福祉サービスは何ですか。(複数回答)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=267)



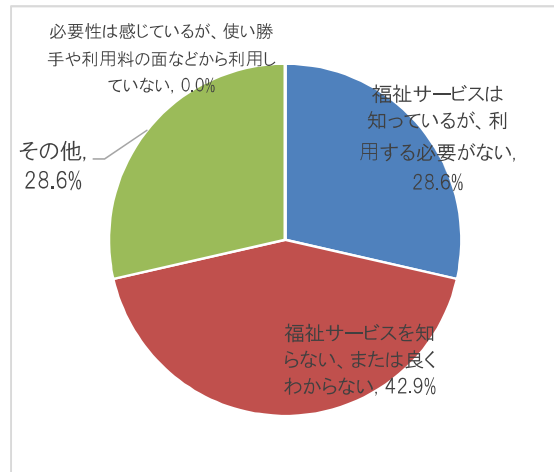
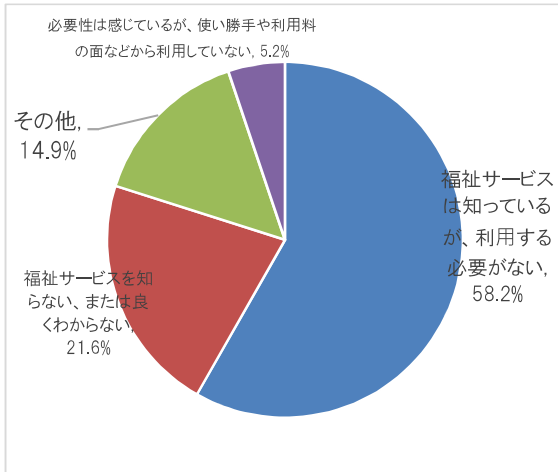
(2) こころん 及び はまぐみ (n=51)



問 4-3 「利用したことがない」を選んだ方にお聞きします。それはなぜですか。
(複数回答)

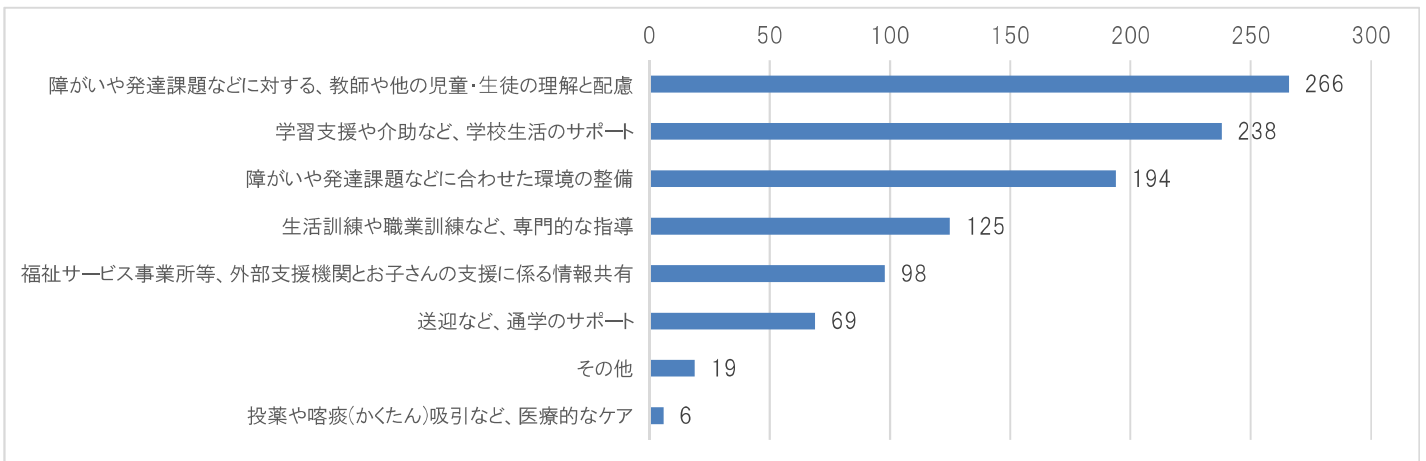
(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=194)

(2) こころん 及び はまぐみ (n=7)

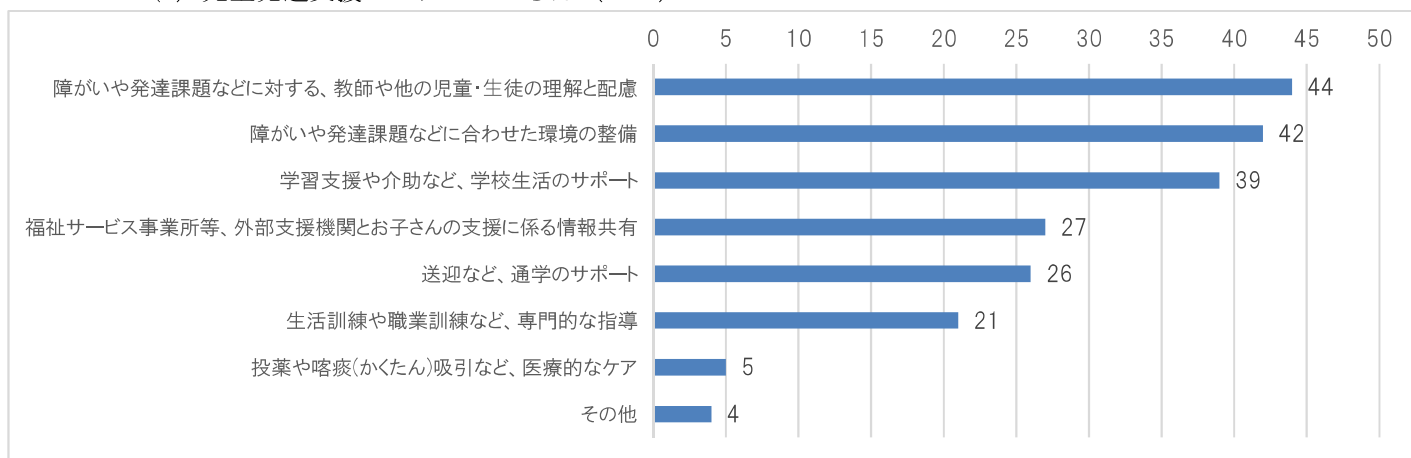


問 5 学校にお子さんが通ううえで、あなたが求めることを教えてください。(複数回答)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=377)



(2) 児童発達支援センターこころん (n=56)



問6 今後お子さんが学校を卒業した後の日常生活又は社会生活を送るために、どのような支援が必要だと思いますか。(自由意見)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=201)

内容	件数
職業訓練	39
働く場の確保	38
自立生活に向けた生活訓練	34
相談体制の充実	28
障がい者に対しての周りの理解	26
就職した後のサポート	13
福祉施設の充実	11
わからない	25
その他	57

(2) こころん 及び はまぐみ (n=39)

内容	件数
職業訓練	7
相談体制の充実	6
障がい者に対しての周りの理解	6
働く場の確保	5
自立生活に向けた生活訓練	4
送迎に関する支援	2
わからない	6
その他	22

問7 お子さんやあなたが暮らしやすいまちをつくるために必要なもの、その他ご意見やご要望はありますか。(自由意見)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=138)

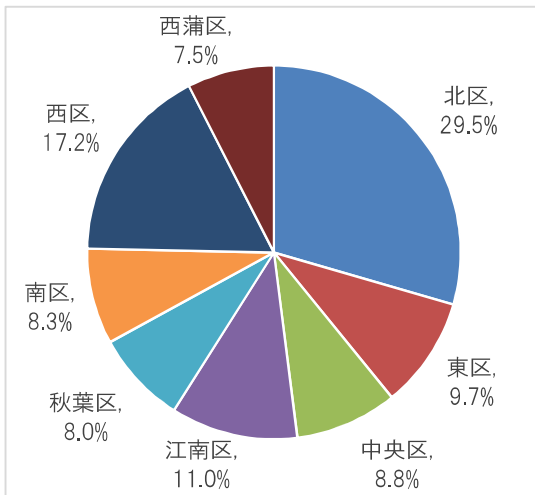
内容	件数
障がいに対しての周りの理解	45
学校に関すること	30
相談体制の充実	20
福祉施設の充実	14
制度に関すること	12
サービスや相談窓口に関する情報提供の充実	11
余暇活動の充実	9
その他	35

(2) こころん 及び はまぐみ (n=35)

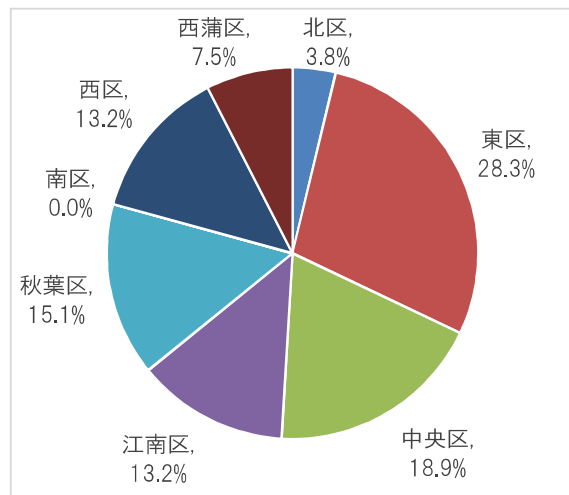
内容	件数
障がいに対しての周りの理解	8
行政への要望	8
サービスや窓口に関する情報提供の充実	6
相談体制の充実	4
制度に関すること	3
福祉施設の充実	2
わからない	2
その他	20

問 8 お子さんの現在のお住まいの区はどこですか。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=373)

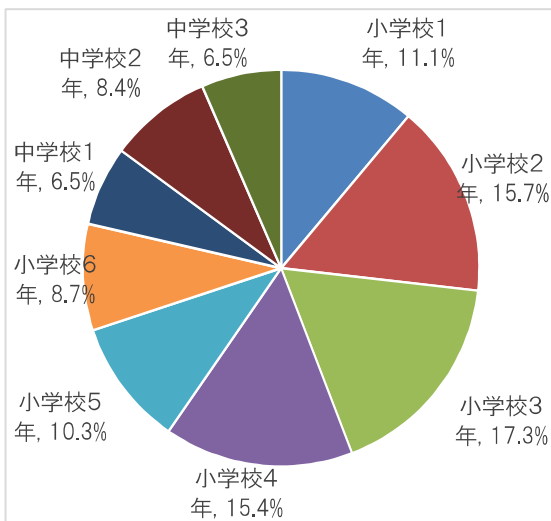


(2) こころん 及び はまぐみ (n=53)

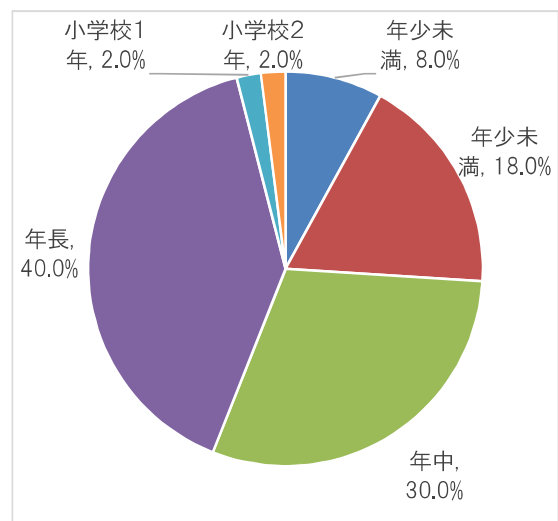


問 9 お子さんの学年（年齢）を教えてください。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=369)

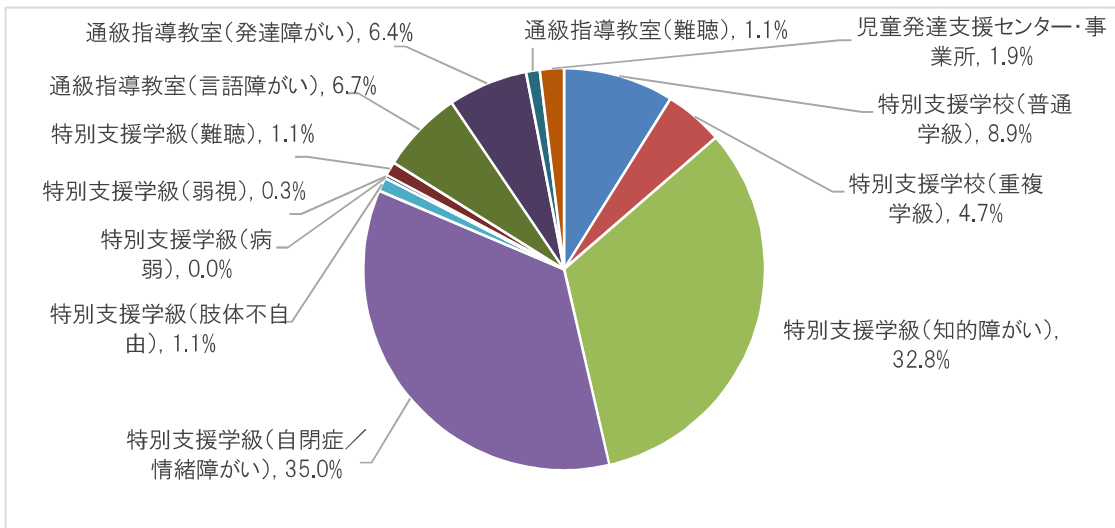


(2) こころん 及び はまぐみ (n=50)

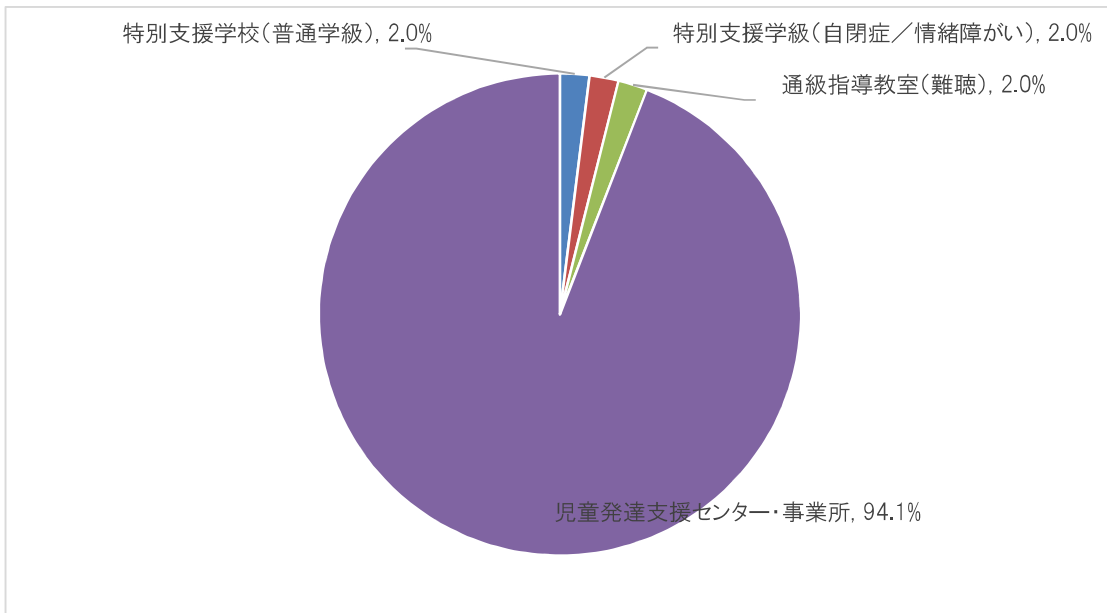


問 10 お子さんが利用している学びの場を教えてください。(複数回答)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=360)

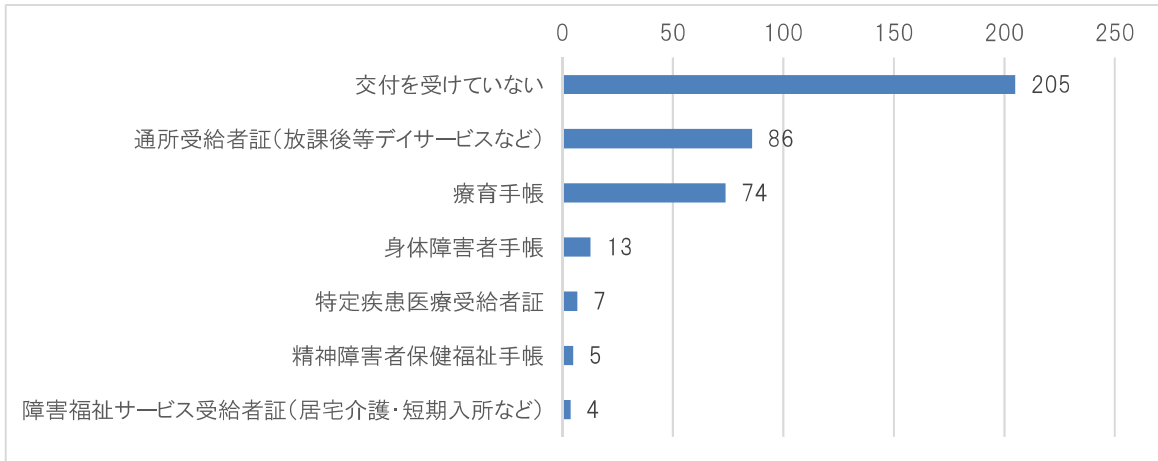


(2) こころん 及び はまぐみ (n=51)

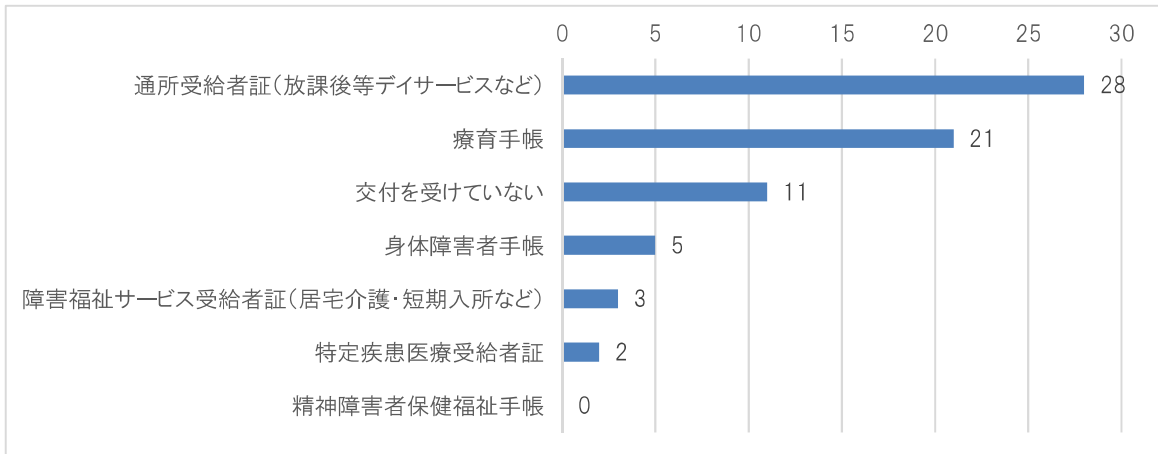


問 11 お子さんが交付を受けている手帳や受給者証の種類を教えてください。(複数回答)

(1) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校 (n=377)



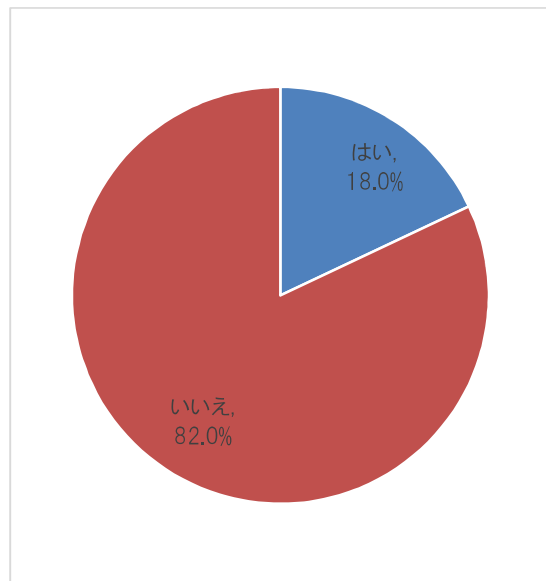
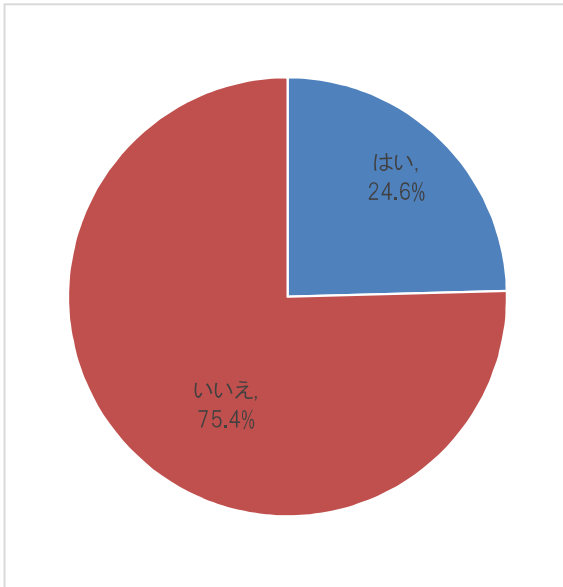
(2) こころん 及び はまぐみ (n=56)



問 12 新潟市障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例をご存じですか。

(1) 特別支援学級、通級指導教室、
特別支援学校 (n=346)

(2) こころん 及び はまぐみ (n=53)



5 障害者基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策（第十四条—第三十条）

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策（第三十一条）

第四章 障害者政策委員会等（第三十二条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをい

う。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(国際的協調)

第五条 第一条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務

を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(障害者週間)

第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第十条 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等)

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、

当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

（法制上の措置等）

第十二条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上及び財政上の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十三条 政府は、毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策

（医療、介護等）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は

維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に規定する医療及びリハビリテーションの研究、開発及び普及を促進しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、第一項及び前項に規定する施策を講ずるために必要な専門的技術職員その他の専門的知識又は技能を有する職員を育成するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、福祉用具及び身体障害者補助犬の給付又は貸与その他障害者が日常生活及び社会生活を営むのに必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、前項に規定する施策を講ずるために必要な福祉用具の研究及び開発、身体障害者補助犬の育成等を促進しなければならない。

(年金等)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資するため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(療育)

第十七条 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、療育に関し、研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備を促進しなければならない。

(職業相談等)

第十八条 国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がある能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会の確保を図るため、前項に規定する施策に関する調査及び研究を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者の地域社会における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、これに必要な費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(雇用の促進等)

第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。

2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者を雇用する事業主に対して、障害者の雇用のための経済的負担を軽減し、もつてその雇用の促進及び継続を図るため、障害者が雇用されるのに伴い必要となる施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(住宅の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

(情報の利用におけるバリアフリー化等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の

養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

(相談等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(防災及び防犯)

第二十六条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安

心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

(消費者としての障害者の保護)

第二十七条 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。

2 事業者は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるようにするため、適切な方法による情報の提供等に努めなければならない。

(選挙等における配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。

(司法手続における配慮等)

第二十九条 国又は地方公共団体は、障害者が、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となつた場合又は裁判所における民事事件、家事事件若しくは行政事件に関する手続の当事者その他の関係人となつた場合において、障害者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じなければならない。

(国際協力)

第三十条 国は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるように努めるものとする。

第三章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策

第三十一条 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病及びその予防に関する調査及び研究を促進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害の原因となる傷病の予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害の原因となる難病等の予防及び治療が困難であることに鑑み、障害の原因となる難病等の調査及び研究を推進するとともに、難病等に係る障害者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めなければならない。

第四章 障害者政策委員会等

(障害者政策委員会の設置)

第三十二条 内閣府に、障害者政策委員会（以下「政策委員会」という。）を置く。

- 2 政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 障害者基本計画に関し、第十一条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 三 障害者基本計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項第三号の規定による勧告に基づき講じた施策について政策委員会に報告しなければならない。

(政策委員会の組織及び運営)

第三十三条 政策委員会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 政策委員会の委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。この場合において、委員の構成については、政策委員会が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 政策委員会の委員は、非常勤とする。

第三十四条 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 政策委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

第三十五条 前二条に定めるもののほか、政策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県等における合議制の機関)

第三十六条 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

一 都道府県障害者計画に関し、第十一条第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

4 市町村（指定都市を除く。）は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

一 市町村障害者計画に関し、第十一条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

二 当該市町村における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

三 当該市町村における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により合議制の機関が置かれた場合に準用する。

附則（略）

*障害者基本法の内容は令和3年2月現在です。